

高知県立大学等永国寺図書館
蔵書除却検証委員会報告書

平成30年12月27日

高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会

目次

はじめに	1
I 永国寺図書館蔵書除却に係る問題の概要	2
II 検証委員会の設置経緯・目的等	3
1 設置の趣旨	
2 委員	
3 議事の経過等	
III 検証内容	4
1 除籍について	4
2 除籍図書の再活用について	11
3 資産上の処理について	14
4 除籍図書の処分について	16
5 意思決定について	18
IV 検証のまとめと今後の改革	20
おわりに	23
参考資料	
高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会設置要綱	24
高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会 委員	25
第1回検証委員会における主な意見	26
第2回検証委員会における主な意見	27
第3回検証委員会における主な意見	29
第4回検証委員会における主な意見	32
メール審議における各委員の意見・対応	34
関係規程、細則、内規	41
高知県立大学の図書館等の変遷ほか	49
除却の経緯	51
除却に係る総合情報センター運営委員会における経過の概要	52
高知県立大学総合情報センター・図書改革委員会の設置	56
除籍図書の再活用（案）	57

はじめに

大学図書館は、大学のシンボルというべきものであり、その活動は、当然のことながら、大学の見識と良識を反映したものでなくてはならない。

また、大学図書館が大学の教育研究を支える組織であることを考えれば、その目的を達成するために、常に蔵書の最適化を図らねばならないことは自明である。また、最適化のためには、除籍を含めた選書が不可欠であることも論を俟たない。

したがって、除籍対象書籍の決定とその処分は、ただ単に、規則上可能であるとか、慣例上こうしてきたというような、消極的な理由から行われるのではなく、いかにしてコレクションをベストにするかという積極的な視点から行われるものでなくてはならず、そのためには、明確な選書方針と選書実施のための合理的な規程の存在が前提となる。

除籍対象図書の最終処分に関しては、書籍の再活用を図ることが最優先であり、県立大学の場合は、公的資産を処分することが学外に与える印象についても十分に配慮する必要があると考えられる。

書籍の除籍から最終処分に至る過程は、単に学内の一組織が行なうものであるとみなされるのではなく、大学自体が自らのポリシーと見識に従って行うものであると理解されることを忘れてはならない。

本委員会の検証対象となった除籍から最終処分へ至る過程は、全体としては、学内規程に則った、大学図書館の通常活動に含まれると判断できる。

しかしながら、過程の細部においては、必ずしも合理的ではない決定等がみられる。最も基本となるべき、学内規程自体、十分に整備されているとはいえ、今後の検討が必要であり、焼却の選定は、当時の事情を考慮しても、第一の選択肢とすべきでなかったと思われる。

書籍の有効利用や再活用は、当時においても、十分有効な考え方であり、その方向性での検討がなされなかったことは問題である。

公費で購入された大量書籍の焼却が学外者に与える衝撃への配慮の欠如等、最終処分に至る過程では、すべてが大学という閉じた系の中でのこととして捉えられていたことは明らかであり、開かれた県立大学という考え方とは相いれない点は重大な点であり、今後の広報活動の課題となろう。

最終処分に至る過程の手続き等は、総合情報センター運営委員会から全学に報告され了承されているものであることを考えれば、過程全体に対する責任は、一委員会が負うべき性質のものではなく、大学全体として責任を負うことが妥当であろう。

検証委員会の席上、大学側より示された今後の改革計画は、本委員会の設置趣旨に沿うものであり、「検証のまとめと今後の改革」において言及した。

平成 30 年12月27日

高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会委員長 加藤 勉

I 永国寺図書館蔵書除却に係る問題の概要

高知県立大学は、永国寺キャンパスに新たに整備した図書館への蔵書移転にあたり、旧図書館に所蔵していた図書を除籍するとともに、その図書の廃棄処分を行った。

このことが、平成 30 年 8 月 17 日の地元新聞に「県大 蔵書 3 万 8000 冊焼却」と大きく報道され、連日、県内外から多くの批判を受けることとなった。

なお、高知県立大学は、翌 8 月 18 日には、除却に関する経緯とともに、除却に際しての配慮が十分でなかったことと、多数の図書を焼却したことに対するお詫びと反省のコメントをホームページ上で発表した。さらに、9 月 18 日には、記者会見を行い、除却に関する一連の経緯や概要等を説明するとともに、学長から謝罪を行った。

今回の除却では、廃棄処分前に、教員が一部の図書を教員研究室や学生研究室に引き取るなど学内での再活用は行っていたものの、学生や学外者にまで再活用の道を広げることなく多くの図書を焼却処分していたことに対し、厳しい指摘と意見が投げかけられた。

高知県立大学は、学生や学外者による再活用を取り入れることができなかった要因を、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中で、慣習的に持っていた不適切な認識や、時間、労力、場所など物理的な課題などがあったこととしている。しかしながら、除却についての検討を行っていた総合情報センター運営委員会並びに報告を受けた教授会等の中でも、高知工科大学への移管や処分フェアによる売却などの有効活用を求める提案がなされた。総合情報センター運営委員会においては、提案の採択などの明確な意思決定、あるいは継続審議による回を重ねての議論などは行われず、学内での課題認識や情報共有が不十分なままに終わっている。結果的には、会議の運営や意思決定に重大な問題があったことも明らかになった。

こうした状況の中で、高知県立大学は、今回の問題の原因を明らかにし、今後の永国寺図書館の改革や適正な運営を図っていくため、除籍の検討から決定、さらに再活用の検討や焼却処分に至るまでの除却についての一連の過程を、第三者の視点から検証することが必要であると判断し、平成 30 年 8 月 31 日、検証委員会を設置した。(参考資料 24 頁「高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会設置要綱」、25 頁「高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会 委員」参照)

II 検証委員会の設置・経緯等

1 設置の趣旨

本委員会は、高知県立大学等永国寺図書館における蔵書の除却に関し、除籍の手順、除籍図書の再活用や処分方法などを検証し、高知県立大学の今後の蔵書の適切な管理運営に活かすことを目的に、図書館運営に関する有識者を含む第三者からなる委員会として設置された。

2 委員

逸村 裕	筑波大学図書館情報メディア系教授
岩井拓史	土佐清水市立中央公民館館長補佐
加藤 勉	高知大学特任シニアプロフェッサー（委員長）
川田竜也	高知県立大学学生自治会会長
佐々木裕	一般図書館利用者
三澤哲也	名古屋市立大学学長補佐・総合情報センター長
渡辺憲弘	オーテピア高知図書館高知県立図書館館長

3 議事の経過等

(1) 第1回検証委員会（平成30年9月23日（日））

- ・永国寺図書館の視察
- ・大学が目指す図書館と大学図書館の役割
- ・除却の経緯全般、手順、基準 など
（参考資料26頁「第1回検証委員会における主な意見」参照）

(2) 第2回検証委員会（平成30年10月14日（日））

- ・除籍図書の処分や再活用等
- ・図書館運営に係る規程、組織、会議 など
（参考資料27頁「第2回検証委員会における主な意見」参照）

(3) 第3回検証委員会（平成30年10月27日（土））

- ・除籍決定後の再活用等
- ・図書館改革委員会の設置
- ・規程、意思決定 など
（参考資料29頁「第3回検証委員会における主な意見」参照）

(4) 第4回検証委員会（平成30年11月24日（土））

- ・佐々木委員からの追加の意見・質問への回答
- ・報告書案 など
（参考資料32頁「第4回検証委員会における主な意見」参照）

(5) メール審議（平成30年12月17日（月）～12月19日（水））

- ・検証委員会の継続開催
- ・佐々木委員の所見の掲載
（参考資料34頁「メール審議における各委員の意見・対応」参照）

Ⅲ 検証内容

本委員会は以下の5点に焦点を置き検証作業を実施した¹。

- 1 除籍について
- 2 除籍図書の再活用について
- 3 資産上の処理について
- 4 除籍図書の処分について
- 5 意思決定について

以下、上記のポイントごとに、大学から提出された資料及び説明の内容並びに検証委員会の見解を記す。

1 除籍について

【検証のポイント】

- ・そもそも除籍は必要だったのか。
- ・除籍の基準や除籍決定までの手続きは適正であったのか。

(1) 除籍は必要だったのか

高知県立大学側の説明

ア 収蔵図書の整理について

- ① 収蔵図書の構成を整理する議論は、永国寺キャンパスの整備計画が具体化された平成24年1月に開始され、重複図書については平成26年度から、非重複図書については平成27年度から除却が開始された²。

なお、製本雑誌分も含めると合計14回の除却が行われた。

除却の経過は以下のとおりである。

平成24年1月	総合情報センター運営委員会にて除却の議論を開始
25年9月	除却方法の検討を開始
26年度	重複図書の除却（1回） 除却図書の焼却（1回）
27年度	重複図書の除却（1回） 非重複図書の除却（2回）

¹本報告書では、「除籍」、「処分」、「除却」という用語について、以下の通り定義する。

- (1)「除籍」＝図書館の図書管理システムからの登録を抹消すること。
- (2)「処分」＝除籍された図書の処理を指す。「譲渡」「売却」「廃棄」などを指す。
- (3)「除却」＝図書館で所蔵している図書について、除籍および処分を含む過程全体を指す。

²「重複図書」とは同一版のもので複数所蔵されている図書を指す。そうでないものを「非重複図書」とする。

28年度 除却図書の焼却（2回）
 重複図書の除却（1回）
 非重複図書の除却（8回）
 製本雑誌の除却（1回）
 除却図書焼却（9回）
 29年4月 新永国寺図書館のオープン

（参考資料 44 頁「除却に係る総合情報センター運営委員会における経過の概要」参照）

② 除籍等を行った約 38,000 冊のうち、除籍図書は、重複図書が 18,773 冊、非重複図書が 6,659 冊、合計 25,432 冊であり、除籍決定後は、全学周知後に、教員が必要な図書を引き取る作業が行われた。教員が引き受けた図書は、確認できるすべての図書を調査した結果、除却図書 25,432 冊のうちの 3,180 冊であった。これらは学生教育及び研究目的のために再活用されている。

引き取られずに残った図書 22,252 冊については、平成 26 年 12 月から平成 29 年 3 月までの間に計 12 回にわたって焼却処分が行われた。

表 1 除籍図書の内訳

除籍図書	除籍冊数	除籍決定後の処理
図書	25,432 冊	教員が必要なものを引き取り、残りを焼却処分
重複図書	18,773 冊	
26年07月:9,253冊 27年09月:3,581冊 29年03月:5,939冊		
非重複図書	6,659 冊	
27年10月: 609冊 28年03月:1,107冊		
28年04月:1,545冊 28年06月: 464冊		
28年07月: 361冊 28年09月: 783冊		
28年10月: 863冊 28年10月: 338冊 28年11月: 404冊 28年12月: 185冊		

③ 除籍した図書のうち、重複図書はもちろんであるが、非重複図書でも版違いや出版者が異なるもの 1,826 冊は、同一内容図書として永国寺図書館に所蔵されており、現在でも利用可能である。事後調査の結果、非重複図書については、その他に県内ではオーテピア高知図書館や高知大学学術情報基盤図書館、高知工科大学附属情報図書館等に所蔵されているものが 2,640 冊あることが判明した。

④ 高知県立大学図書館、オーテピア高知図書館、高知大学学術情報基盤図書館等でも所蔵されていない図書は 2,193 冊（教員に再活用された図書を含む）であるが、多くはコンピュータやソフトウェアの解説本、資格試験や留学・ガイドブック、大学や研究所などの報告書や白書といった逐次刊行物、古くなった辞書類であった。

- ⑤ 除籍した書籍の中でも、『萬葉集古義』や『折口信夫全集』などは、版違いや出版者違いなど、現在でも永国寺図書館に所蔵されているが、これら書籍が一律になくなったというような誤解が一部に生じている状況にある。

表2 除籍図書の状態（除籍・所蔵・再活用・焼却等）

	所蔵状況	教員・学生 再活用状況	焼却
重複図書 18,773 冊	永国寺図書館所蔵 (同一名称・内容図書を所蔵)	2,377 冊	16,396 冊
非重複図書 6,659 冊	永国寺図書館所蔵 (版違い・同一内容図書を所蔵) 1,826 冊 オーテピア高知図書館所蔵 1,577 冊 高知大学、高知工科大学等所蔵 1,063 冊 永国寺図書館・オーテピア高知図書館・高知大学・高知工科大学等で所蔵していない図書 2,193 冊	803 冊	5,856 冊

イ 逐次刊行物について

図書以外では、大学等研究機関から寄贈される研究報告書である逐次刊行物が約 10,000 冊、また、雑誌約 2,700 冊（うち製本登録されている雑誌は 718 冊）を除籍している。

逐次刊行物と製本登録されていない雑誌は、大学が焼却したのではなく、古紙回収業者に引き渡されている。製本登録されている雑誌 718 冊は、書籍と同様の処理を実施した。

表3 逐次刊行物の内訳

逐次刊行物	除籍冊数	除籍決定後の処理
紀要類（図書の登録はなし） ※紀要類とは、大学等からの研究報告書、寄贈を言う	約 10,000 冊	古紙回収業者に引き渡し
雑誌（製本登録があるものもないものが存在）	約 2,700 冊 〔 除却処理した雑誌 29年3月:718冊 〕	製本登録がある雑誌については、教員が必要なものを引き取り、残りを焼却処分 製本登録がない雑誌については、古紙回収業者に引き渡し

検証委員会の見解

- ① 図書の除籍は、どこの図書館でも抱えている問題である。現在、学術関係の知識や情報は爆発的に増大しており、新しい知を大学の中で確保していくためには、蔵書スペースなどの物理的な制約等に対処しなければならない。選書と除籍は表裏一体であり、行わざるを得ないプロセスである。
- ② オーテピア高知図書館のように新しくできた図書館と、20年、30年経過した図書館、また、公立図書館、大学図書館、学校図書館では除籍の判断基準は異なる。
- ③ 除籍は、大学図書館に限らず、図書館にとってやむを得ないものであり、蔵書管理上必要なプロセスである。
- ④ 国公立大学、公立図書館においても書庫の狭隘化はかなり深刻な問題となっている。資料費や司書の人件費などのコストについても非常に厳しい状況にある。
今回の新図書館は、旧図書館に比べ約1.5倍の面積を確保しているが、学生の教育環境の充実を図るため、文部科学省が推奨する「ラーニングコモンズ」の機能を取り入れている。その結果、蔵書スペースは旧図書館とほぼ変わらない規模となったが、時代の変動に応じて、学生にとっての学習環境を充実させるために、新たな機能を付加するのは当然のことと言える。
- ⑤ 除籍の手続きは、他大学の例に照らしてもよくあるパターンである。ただし、過去に定期的な除籍を行ってこなかったため、旧図書館は満杯状態となっていた。このことが、除籍作業を集中させてしまうこととなり、今回批判を受ける事態を招いた主な要因の1つであると考えられる。
近年、大学入試制度改革やアクティブ・ラーニングの推進など、大学を取り巻く環境は多様化している。当時において、司書の数が少なかったことなどを含め、管理運営体制の弱さと相俟って、定期的な除籍に繋がらなかったのではないかと。

(2) 除籍の基準や除籍決定までの手続きは適正であったのか

高知県立大学側の説明

- ① 除却の基準は、「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第15条において、修復不能な図書や亡失・滅失図書のほか、保存の必要がないと認められた図書、図書管理責任者が除却を適当と認めた図書と規定されている。(参考資料45頁「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」参照)
まず、今回の除籍においては、重複図書、非重複図書とも、原則として郷土資料(090類)は対象外としている。
さらに、非重複図書については、日本十進分類法に基づく分類ごとに司書が以下

の視点から「除却候補リスト」を作成した（図1「非重複図書の除却プロセス」参照）。

- ・上下本やシリーズが揃っていない図書
- ・初版、第4版などの版違いがある図書（いずれかを残す）
- ・同一分野で同じような内容の資料（いずれかを残す）
- ・現在の高知県立大で研究されていない分野の図書
- ・古いパソコン関係の入門・解説書
- ・破損していて修復が難しそうなもの
- ・寄贈で、他大学が発行している記念誌、大学史、業務報告書

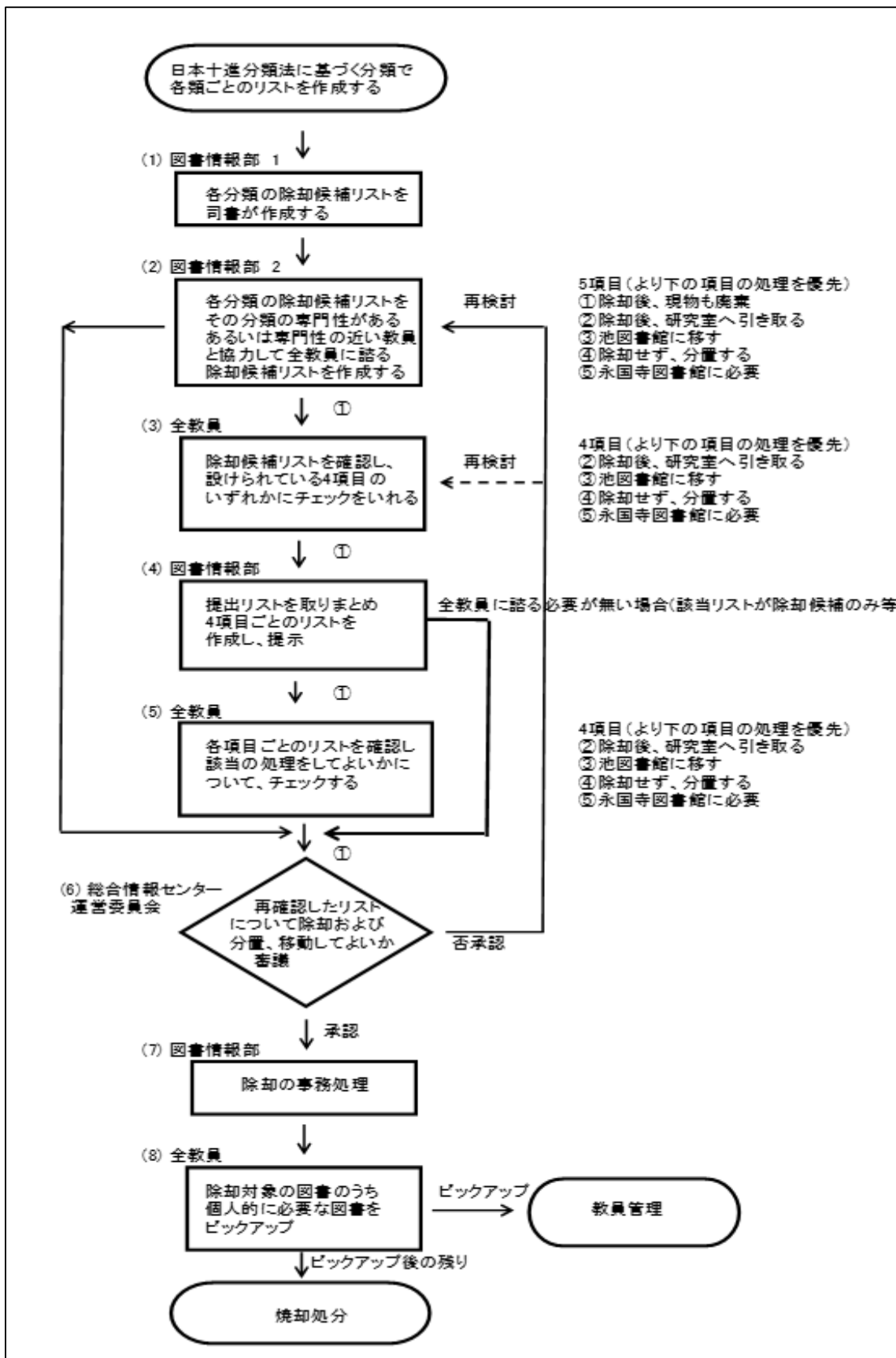
② 除却候補リストは、図書分類に該当する専門教員又はその領域に近い専門教員が、「(ア)永国寺図書館に残す、(イ)分置、(ウ)池図書館に残す、(エ)研究室に引き取る、(オ)廃棄」の5項目に分類し、作成された。

③ 作成された除却候補リスト（②で「(オ)廃棄」を選択された図書）は、全教員に配信し、チェックされ、更にブラッシュアップされた。その後、全教員に該当の処理をしてよいか再度確認し、完成した最終のリストは総合情報センター運営委員会で議論し、承認するプロセスを経た。

④ 逐次刊行物のうち、紀要類は、電子ジャーナルやリポジトリ等で公開されているもの、継続して届いていない過去のもので所蔵が10冊以下のものを対象として除籍を行った。また、雑誌は、電子ジャーナルやリポジトリ等で公開されているもの、情報（内容）が古いもの、所蔵期間が短いものなどを対象とし、除却候補リストを作成し、「非重複図書の除却プロセス」と同じ作業を行った。

⑤ このように、今回の除却は、一定の思想に偏った選書、いわゆる「焚書」と言われるような行為に当たるようなものではなく、大学の教育研究上必要な図書として所蔵し続けるか否か、という視点で除却リストを作成している。

図1 非重複図書の除却プロセス



検証委員会の見解

① 図書館には県立図書館、市町村立図書館、大学図書館、小学校・中学校・高等学校の図書館などがある。例えば、オーテピア高知図書館であれば、資料の保存センターとしての役割があるが、大学であれば、まずは学生にとっての教育環境の充実、研究、社会貢献が優先される。それぞれに果たすべき役割、機能が違う。収集する図書や、除籍の基準の考え方にも違いがある。

また、オーテピア高知図書館が近隣にあるなど、図書館の周りの環境や、デジタル化など状況の変化によっても、役割は違ってくる。

② 除却のフロー図は全教員に複数回確認され、図書館の実務担当者だけではなく、多くの人々の目に触れるようにし、それを教授会や幹事会といった上部組織に報告している。

除籍決定までは、公立図書館や他大学と比べると、むしろ丁寧に検討し、全教員を巻き込んで何度もチェックしており、手順は踏まれている。

③ 「除却候補リスト」に、寄贈者名も付記したほうがよかったのではないか。

④ 「除却リスト」を確認する限り、コンピュータに関する基本的図書や入門書などであり、除籍図書については概ね問題ない。郷土資料に関しても、日本十進分類法に基づく「郷土資料 090」類は、除籍対象から外されている。ただし、郷土資料の考え方は多様であるため、選書基準における郷土資料に何を含めるかという定義が曖昧であったことは否めない。

⑤ 「図書除籍に関するポリシー」の不在は課題である。「図書除籍に関するポリシー」、「図書除籍に関する計画」が明示されていないことが、今回の問題を発生させた大きな原因である。また「図書購入に関する収集/購入ポリシー」で、各学部の蔵書方針は確認できたが、大学全体としての整備方針はどこにも見当たらない。

全学的な理念、具体的で実務性を伴った図書選定基準が必要である。永国寺新図書館の整備方針については、大学における教育研究を第一としながら、大学関係者だけの視点ではなく、図書選定基準をきちんと策定し、県立大学としてどういう姿勢で図書の選定を行っていくのか、広く公表していく必要がある。

2 除籍図書の再活用について

【検証のポイント】

- ・学外への譲渡や売却の検討は丁寧に議論されていたのか。

高知県立大学側の説明

- ① 除籍図書の再活用については、学内教員による再活用にとどまり、広く県内の図書館や県民に呼びかけるなどして、再活用の範囲を拡げることができなかった。その要因として総括した点は以下の5点である。これらの複数の要因が相互に関連していたことにより、学外者による利活用に至らなかった。
 - ・ 大学名や教員名の記された本が学外に出回るとは不適切であるとの思い込み
 - ・ 大学・県の資産を勝手に売却することは不適切であるとの思い込み
 - ・ 譲渡などの手続きを行う場合に要する時間や労力の制約
 - ・ 除却後の書籍を譲渡するために保管する場所の確保の困難さ
 - ・ 他の図書館との連携、全学的な情報の共有に関する認識不足
- ② 他大学のように、譲渡（教員・学生、県内の公立図書館、県民）や売却について議論がなかったわけではないが、再活用は学内の教員のみにより留まり、県内の公立図書館や県民、古書買取り業者への譲渡・売却といった再活用の方法を取り入れることができていなかった。
- ③ 全学に周知し、個々の教員が引き受けた図書は25,432冊の中の3,180冊であり、これらは学生教育及び研究目的のために再活用されている。
- ④ 他大学の状況や広く図書館を取り巻く環境の変化を踏まえて検討する必要性があったとの認識の下、平成30年9月に公立大学協会図書館協議会に加盟する公立大学（90大学）を対象として調査を実施した。回答のあった64大学のうち、譲渡又は売却により学外で再活用している大学は30大学（約47%）とおおよそ半数程度であった。また、学内者への譲渡のみは高知県立大学を含む11大学（約17%）であり、再活用していない大学も23大学（約36%）あった。
- ⑤ 今後は、県内の公立図書館や大学図書館、県民の方々からの協力を得て、再活用の道を広げていく計画である。（参考資料57頁「除籍図書の再活用（案）について」参照）

表4 譲渡及び売却の種別ごとの状況（高知県立大学を含む）

No.	譲渡			古書店等への売却	大学数	H27～H29 実績		
	学内者	学外者	他図書館			除却冊数	再活用冊数	再活用率
1	○	○	○	○	2 大学	10,023	2,985	29.8%
2	○	○	○		2 大学	3,342	700	20.9%
3	○	○		○	1 大学	16,316	179	1.1%
4	○	○			21 大学	154,711	5,942	3.8%
5	○		○		1 大学	4,270	0	0%
6	○			○	2 大学	85,238	40,149	47.1%
7	○				11 大学 ³	46,189	4,443	9.6%
8			○		1 大学	1,309	0	0%
9					23 大学	35,400	0	0%
計	40 大学	26 大学	6 大学	5 大学	64 大学	356,798	54,398	15.2%

検証委員会の見解

- ① 経過の中で、検討が始まった平成24年1月に、処分方法については「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規（平成12年8月18日決裁）」を準用することとなったとある。（参考資料48頁「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規」参照）

そして、同内規第5条には、

「除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する。ただし、次の各号に該当するものは焼却する。

- (1) 個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (2) 図書館長が特に指示するもの」

と規定されている。

この内規を読めば、まずは、「移管」、「譲渡等」の処分方法が優先されるべきである。また、そもそも配架の段階で大学名が書かれるのが一般的である状況の中で、大学名や教員名の記された本が学外に出回ることを「個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれがあるもの」と解釈するのは妥当ではない。

さらに、「図書館長が特に指示するもの」については、焼却の対象として非常に限定的に規定されているものであると考えられる。

細則上、贈与や売却があるのに大学名があるだけで再活用の選択肢から除外することは、妥当とはいえない。

³ 高知県立大学はこの類に入る。

- ② 除籍図書の再活用については、高知工科大学への移管や学外への譲渡、売却などの提案が行われているが、提案採択の可否を含む意思決定が明確に行われていない。学内の議論で提案された学外への利活用といったせっかくの良い案が消えてしまっている。
- ③ 総合情報センター運営委員会として継続審議が行われておらず、結果として、学外での利活用の提案は教員への譲渡を除き採択されていない。会議の運営や意思決定のあり方に問題があり、改善が必要である。
- ④ 永国寺図書館が、高知工科大学との共用で開館したにもかかわらず、高知工科大学への移管が選択肢になかったこと、学内においては、全教員に再活用の道が開かれていたが、学外には開かれず、学内の視点のみで処分や再活用が行われていることは問題である。
- ⑤ 総合情報センター運営委員会において、高知工科大学への移管や、学生や県民への処分フェアによる譲渡など、学外への利活用を進める提案がなかったわけではないが、誰が、いつ、どのように実施するのか、具体的な対応について充分議論されないまま時間が経過している。
また、新図書館への準備も通常業務と併行して行うため、体制の充実を図った経過は認められたものの、必ずしも十分とは言えず、除籍手順に従った除籍図書のリストを確定することに専念するあまり、その後の再活用の実現に時間と労力が十分に割けず、意思決定にも課題があったことが窺われる。
- ⑥ 高知工科大学と共用で新図書館を運営するという構想であったが、当時の体制は必ずしも十分ではなかったのではないか。これからの図書館の管理運営体制をどうしていくのか、明確にすべきである。
- ⑦ 広く地域住民の生涯学習に資する公立図書館と違い、学生と教員の教育研究に主体を置いた大学図書館として、除却の必要性を判断している。ただ、永国寺図書館は、地域住民にも図書館を開放するサービスを提供しているものの、県民による除籍図書の有効活用が図られなかったことは、残念といわざるを得ない。

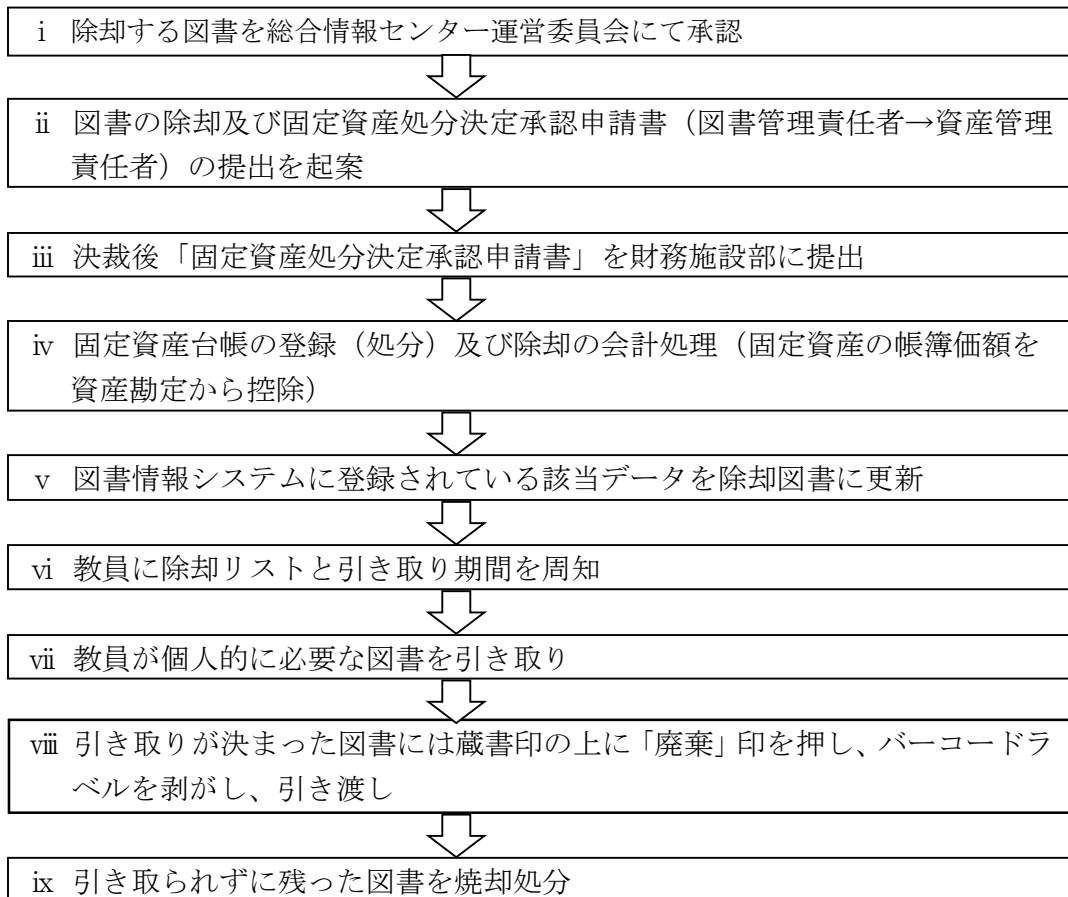
3 資産上の処理について

【検証のポイント】

- ・ 固定資産の処分は適正に行われていたのか。

高知県立大学側の説明

- ① 除籍された図書の焼却処分にかかる過程は以下のとおりであった。



- ② 今回の除却では、財務施設部が、「高知県立大学法人会計規程」及び「高知県立大学法人固定資産等管理規程」に基づく固定資産の処分（固定資産台帳の登録（処分）及び除却の会計処理（当該固定資産の帳簿価額を資産勘定から控除））を行った。その後、図書情報部が、「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第16条第2項に基づく図書情報システム上の処分の手続きを終え、最終処分（焼却）を行った。

なお、「地方独立行政法人会計基準」では、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、使用期間中における減価償却は行わず、図書を除却する際に費用と認識することとされており、除却する時点で、資産上処分され、会計上価額控除される。

検証委員会の見解

- ① 「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第16条第2項では、処分方法に「廃棄」、「贈与」、「売却」を定めているが、「廃棄」する際の処分方法までは定められていない。今後、全体的な規程・細則等の見直しの際には、具体的な処分方法についても検討する必要がある。
- ② 「除却」は原簿から消してしまうことで、「除籍」はデータベースから消去することなど、現状を正確に把握し、用語の定義を含めた細則の規定等の見直しを行うとともに、特に、資産上の処理については事務局のどの部署が何をどこまで行うのか、役割分担をより明確にする必要がある。
- ③ 図書は大学の資産でもあるので、除籍については、図書管理上の視点だけでなく、財産管理上の視点も必要である。「除却」及び「除籍」といった用語の定義とともに、規程等をわかりやすく整理する必要がある。

4 除籍図書の処分について

【検証のポイント】

- ・他の図書館、県民、学生への譲渡や売却ではなく、焼却となったのはなぜか。
- ・除籍図書の処分に関する根拠はどうであったか。

高知県立大学側の説明

- ① 除籍等を行った約 38,000 冊の処分については、学外への再活用への道を開くことができなかつたため「廃棄」(焼却)となった。なお、廃棄処分となった図書は、最終的に、再活用された図書が約 3,180 冊、古紙回収業者への引き渡しが行われた逐次刊行物(紀要類・雑誌)が約 12,000 冊、そして焼却された図書が 22,252 冊であった。
- ② 除籍図書の処理については、除却検討開始時の平成 24 年 1 月時点では、「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規(平成 12 年 8 月 18 日決裁)」を準用することとしたが、平成 24 年 4 月以降は、「高知県立大学・高知短期大学図書管理規程」(27 年 11 月以降は「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」)が制定されており、この規程(細則)に基づいて処理を行った。
- ③ 「廃棄」を選択した場合の具体的な処分方法までは、「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」などの中に規定がなかった。
- ④ 「廃棄」の方法としては、「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規(平成 12 年 8 月 18 日決裁)」第 5 条のただし書きに基づき過去に行っていた処分方法(焼却)を採った。
- ⑤ 平成 30 年 9 月に実施した公立大学協会図書館協議会に加盟する公立大学(90 大学)を対象とした調査では、除籍後の最終処分の方法は廃棄物処理業者による焼却処分と古紙回収業者等による溶解処分があり、その割合は、焼却 19 大学、溶解 21 大学とほぼ同数であることが明らかとなった。また、その他の処分方法は、清掃業者が他のごみ・資源ごみと合わせて回収する、古紙回収業者等に依頼し一般ごみと同様の扱い、自治体のごみ持ち込み施設にて処分するなどであった。
- ⑥ 今後は、可能な限り多くの図書を再活用し、最終処分として焼却又は溶解の対象となる図書を最小限とすることが必要であると認識している。さらに、環境問題などにも考慮し、可能な限り焼却は採用しないことを検討している。

検証委員会の見解

- ① 「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第4条第6号には「除却」の定めがあり、同細則第16条によると除却の決定権は総合情報センター長にあるはずである。しかし、「高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程」及び「高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会細則」に「除却」の定めはなく、規程等の見直しが必要である。(参考資料41頁「高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程」、42頁「高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会細則」、44頁「図書部会要領」参照)
- ② 「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第4条(用語の定義)について言えば、同条第6号(除却)では「図書情報システムに登録された図書の処分及びその登録を抹消することをいう」と記されているが、同細則第16条第2項の「除却図書を処分」は処分・抹消した図書を処分するという形になるので、修正が必要である。
- ③ 以前焼却していたからという理由でそれを踏襲したのは、拙速であった。
- ④ 焼却に至った背景として、
 - ・規程類の不備やそれに伴う運用
 - ・旧館とさほど変わらない蔵書収蔵能力
 - ・定期除籍を行わず短期間で大量の図書を除却せざるを得ない状況に至ったこと
 - ・図書館の管理運営体制の脆弱さ
 - ・高知工科大学への誤った配慮
 - ・図書館の大学内での位置付けが明確でなかったことなど、複合的な要因が考えられる。

5 意思決定について

【検証のポイント】

- ・総合情報センター運営委員会の議論は大学全体に情報共有・認識共有されていたのか。
- ・最終の決定は明確に行われたのか。
- ・規程・細則の制定時や改正時に、処分方法の再検討は行わなかったのか。

高知県立大学側の説明

- ① 総合情報センター運営委員会は、月1回開催され、議事については説明及び議論のうえで決定しており、結論に関しては、それで良いかどうかの同意を求め決定している。その際、多数決で決めることは殆どなく、多くの場合合意に至っている。また、その結果については、議事録として、基本的には議題や意見、結論が記されている。
- ② しかしながら、除却図書の再活用に関しては、継続審議であったにもかかわらず、その問題を取り上げて議論しておらず、総合情報センターと大学組織全体との関係においても、情報共有が必ずしも十分でなかった。
- ③ 規程や細則は、定義や用語の曖昧さ、一貫性、具体性等に課題はあるものの、制定時には他の大学などを参考に検討しており、効力そのものには問題はなかった。また、除却の決定権が図書管理責任者にあることについては、規程（細則）に定めており、権限がない者が除却を行うなどの誤った処理ではなく、規定に沿った業務が遂行された。
- ④ ただし、平成26年度～28年度に行われた図書管理に関する規程の改正や細則の制定時に、定義や用語の曖昧さ、一貫性、具体性などの課題についても、なお検討することが必要であった。

検証委員会の見解

- ① 除却図書の再活用については、高知工科大学への移管や学外への譲渡、売却などの提案が行われているが、提案採択の可否など意思決定が明確に行われていない。
学内の議論で提案された学外への利活用といったせつかくの良い案が消えてしまっている。
- ② 総合情報センター運営委員会として継続審議が行われておらず、結果として、学外での利活用の提案は教員への譲渡を除き採択されていない。会議の運営や意思決定のあり方に問題があり、改善が必要である。

- ③ 除籍の決定は恣意的に行われたものではなく、規則や慣例に従って行われて、総合情報センター運営委員会での議論を経て、幹事会、部局長会などへ報告しており、大学内における手続きを正当に踏み、合意形成されている。
- ④ 決定当時でも視野を広げれば別の見方ができた可能性があるが、(ア) それ以前に殆ど除籍を行っておらず除籍冊数が一気に集中してしまったこと、(イ) 二次利用を他の機関に相談してはいるものの保管場所や時間・労力に余裕がなく、意思決定にも課題があり、結果として具体的な実行に繋がっていない。
- ⑤ 大学名や教員名の記された本が学外に出回ることや資産を勝手に売却することへの大学の抵抗感については、当時非常に強いものがあつたと推察される。しかしながら、「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」においては処分方法を「廃棄」「贈与」「売却」と定めている。大学名が入っているだけで廃棄以外の選択肢を除外することは適当とはいえない。大学側には、社会情勢の変化や広い視点に立った検討が必要であつた。
- ⑥ 除却の議論は、「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規（平成12年8月18日決裁）」を準用としてスタートしたが、新たに「高知県立大学・高知短期大学図書管理規程」が制定された際に除却に関する内容も変わっており、この規程に則って処分方法を決定すべきであつた。新しい規程ができた時点で処分方法を見直す機会があつたと言えるが、古い慣習や思い込みにより、焼却を踏襲したことは拙速であつた。

IV 検証のまとめと今後の改革

大学図書館の在り方は、「大学設置基準」第36条を設置根拠とし、同第38条において、「学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を中心に系統的に備えるものとする。」と定められている。即ち、その主たる利用者は大学の学生及び教職員である。その機能及び果たすべき役割などは、住民全ての生涯学習に資する「図書館法」を根拠法令とする公立図書館とは明らかに異なる。

図書館の設置形態は、県立図書館、市町村立図書館、大学図書館、小学校・中学校・高等学校の図書館など、様々あり、それぞれに果たすべき役割が異なっている。さらに、周辺環境の変化やデジタル化など、状況の変化によっても図書の収集と除籍に関する基準の考え方には違いが生じる。他方、県内外の多くの図書館においても、施設の狭隘化の問題や所蔵図書の除籍、除籍後の再活用について、ほぼ共通した課題を抱えている。

高知県立大学等永国寺図書館は、大学における教育研究の充実を重視することを基本姿勢としながらも、深刻化しつつあった蔵書スペースの狭隘化に対応し、限られたスペースを有効活用するため、所蔵図書の除籍作業に着手した。この作業は、重複図書の除籍を中心とし、郷土資料（090類）は原則対象外とすることを基本方針とするものであった。さらに、非重複図書に関して、日本十進分類法に基づき、(ア)上下本やシリーズが揃っていない図書、(イ)初版、第4版などの版違いがある図書（いずれかを残す）、(ウ)古いパソコン関係の入門・解説書、(エ)破損していて修復が難しそうなもの、(オ)寄贈で、他大学が発行している記念誌、大学史、業務報告書、などをもとに、除籍の候補をリストとして抽出した。その際、一部の教員のみならず、全学態勢で、大学にとっての必要性という視点から、複数回確認を行ったうえで、除籍を行っている。検証委員会は、当事案において、蔵書管理上、除籍処理は必要であったと判断する。更に、その処理の手順は慎重かつ丁寧に行われており、手順に関する瑕疵はなかったと判断する。

除籍対象となった図書の価値に関しては、多様な視点からの捉え方が可能である。今回の事案では、高等教育機関の図書館を運営するに当たり、大学所蔵の図書コレクションから除籍してもよいか否かという視点から対象図書が選択された。そのプロセスは、総合情報センター運営委員会を経て、上部組織の幹部にも報告されていたことから、意思決定のプロセスそれ自体には問題はなかったと判断する。

他方、除籍後の図書の再活用については問題が見られる。全教員に呼びかけ、学内での再活用を図ってはいたが、学外での再活用を目指す議論に至らなかった。「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規（平成12年8月18日決裁）」第5条「除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する。」、あるいは、「高知県立大

学・高知短期大学図書管理細則」第16条(処分方法)において「廃棄」「贈与」「売却」の定めがあるにもかかわらず、多くの図書を焼却によって廃棄した。

高知県立大学は、他の図書館、県民、または学生に対し、譲渡や売却を行う機会を設けるなどし、学外への再活用の道を探るべきであった。総合情報センター運営委員会で、高知工科大学への移管や学外への譲渡、売却などの提案が行われたにもかかわらず、提案採択の可否の意思決定が明確に行われていなかった点も問題である。

また、財務部署から有償譲渡を疑問視する意見があったとのことであるが、ある資産が別の資産に変わったり、循環をしたりするのは日常的に発生することである。細則上も「譲渡」や「売却」が規定されており、除却図書を売却しても資産管理上、何ら問題はなかった。

処分方法についても指摘すべき問題がある。「廃棄」を選択した場合の更なる処分方法が定められておらず、誤った認識と過去の対応方法を踏襲した結果、「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規(平成12年8月18日決裁)」第5条のただし書きを安易に運用し、「焼却」という処分方法が選択された。図書の除籍後の処分方法について具体的に規定するとともに、有識者の意見を幅広く聴き、改善を図る必要がある。

今回の除却については、(ア)図書館の管理運営体制の弱さ、(イ)図書管理に関する規程の曖昧さ、(ウ)高知工科大学等との連携に向けた意識の希薄さ、(エ)組織運営や意思決定の問題、(オ)大学内での課題認識や情報共有の不十分さなど、これらの複合的な要因が相俟って焼却という結果に至っている。

高知県立大学は、除籍した図書の処分方法と再活用方法についての検討が不十分であったことを猛省し、改善案の策定と実行に着手することが喫緊の課題である。

高知県立大学は、今後の改革に向けて、当検証委員会での議論を受けて、平成30年11月1日付けで自発的に図書館の管理運営体制の改革に向けた「図書館改革委員会」を設置した。(参考資料56頁「高知県立大学総合情報センター・図書館改革委員会の設置」参照)

「図書館改革委員会」では、今後の改革案を具体的に検討し、実践していくため、これまで取り組んできた「域学共生」の理念に通じる開かれた図書館を目指し、幅広い情報と専門家の助言を得るとともに、高知工科大学とも連携しながら、信頼回復に努め、下記の事項について継続的に見直しを行っていくことが必要である。

- ①大学図書館の理念の明確化
- ②図書館の管理運営体制の強化
- ③関連規程や細則等の見直し
- ④選書及び除籍に関する基準の明確化と適正な運用
- ⑤除籍図書の学内外での再活用

⑥組織運営と意思決定のあり方の改善

高知県立大学は、大学の見識と良識に基づくポリシーの作成等を通じて、県民に大学図書館の機能や役割を詳しく説明するとともに、今回の事案を真摯に受け止め、県民の信頼を回復するためにも、今後の改革に向けた取組について十分に情報発信を行い、理解いただく努力が不可欠である。

「知の拠点」として永国寺に新キャンパスが整備され、新しい図書館も開館し、入館者が増加している中で、公立大学の図書館として、利用者にとってより良いサービスを提供していくためにはどういう図書館であるべきかの検討が急務であり、高知県立大学の一層の努力が求められる。

おわりに

4回の委員会を経て、報告書を作成することができた。委員の熱心な議論と、高知県立大学の誠実な対応の結果であり、感謝の念に堪えない。また、検証委員会における議論を踏まえて、大学側より図書館運営に関する改革案が示されたことは評価に値する。

委員会の議論においては、検討項目全般にわたり、委員全員の意見が一致するよう努めたが、最後まで合意に至らなかった点もある。(参考資料39頁「検証委員会報告書との主要箇所での見解の相違について」参照) 報告書の作成に当たっては、この点にも留意し、報告書全体の内容に意見の相違も反映されるよう配慮した。

何事を理解するにも一定の枠組みが必要であるが、図書の除籍から焼却処分に至る過程が学外者に与えた大きな衝撃をどういう枠組で捉えるべきか大いに苦慮した。

いろいろと考えるうちに、今回問題となった出来事が、大学内の一委員会のひとつの決定が検証委員会の設置を必要とするほど重大な結果をもたらしたものであるという結論に至りついた。改めてこの視点から出来事全体を考えようとしている時に、ふと「バタフライ効果」という言葉が頭に浮かんだ。

バタフライ効果は、よく「アマゾン川で一匹の蝶が羽ばたくとテキサスで竜巻が発生する」という言い方で説明されるように、初期値のほんのわずかの違いが重大な結果の相違を引き起こすことを指すものであり、未来予測の難しさを示すものである。

図書の除籍から焼却に処分に至る過程がもたらした衝撃は、まさに学内の一委員会のひとつの決定に端を発したものであることを考えれば、バタフライ効果の一例と考えるのもあながち不可能ではないと思われる。しかしながら、このように考えては、未来を見通せない以上どんな小さな決断もできないという悲観論に陥ってしまう可能性も否定できない。そうなってはまったく身動きがとれなくなってしまう。

未来というものはそういうものであり、到底人知の及ぶものではないと考えることも、確かに可能かもしれないとはいえ、それではあまりにも悲観的に過ぎるであろうし、人間が持つ「知」というものは、まったくの無用の長物と化してしまう。

しかしながら、それほど悲観的に考えなくてもよいのではないだろうか。ひとつの小さな決断が素晴らしい成果を生み出すという積極的な考え方を取ることも可能であろう。むしろ、人間には未来を見通すことなど不可能であることを考慮すれば、現在の決断が素晴らしい成果につながると信じるしかないのではなかろうか。

「はじめに」で述べたように、大学図書館が大学のシンボルであるとともに大学の知的活動の中心を占めることは明らかである。したがって、大学図書館は不断に自己評価と改革を行わねばならない。また、そのためには、絶えず理想の図書館を思い描きつつ現実の図書館を見つめることが肝要であり、そうすることによって改革すべき問題点が明らかになるはずである。

蔵書管理等の図書館活動の改革に向けて今後なされるさまざまな決断が大いなる成果をもたらすことを切望する。

高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会委員長 加藤 勉

參考資料

高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会設置要綱

（設置）

第1条 高知県立大学・高知短期大学永国寺図書館の蔵書の除却処理等を検証し、今後の適切な管理運営を図るため、高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、除却処理の検証等について、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 除却処理等の手順及び処分の方法に関すること
- (2) 今後の活用方法に関すること
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、学長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は7名以内とし、図書館関係者や学識経験者等で構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、検証結果が報告されるまでの間とする。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員は会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、高知県立大学図書情報部において行う。

附 則

この規程は、平成30年9月23日から施行する。

高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会 委員

逸村 裕 筑波大学 図書館情報メディア系教授

岩井 拓史 土佐清水市立中央公民館 館長補佐

加藤 勉 高知大学 特任シニアプロフェッサー

川田 竜也 高知県立大学 学生自治会会長

佐々木 裕 一般図書館利用者

三澤 哲也

名古屋市立大学 学長補佐・総合情報センター長

渡辺 憲弘

オーテピア高知図書館 高知県立図書館館長

第1回検証委員会において委員から出された意見

全体について	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への説明、提供ができていなかったことを反省しないといけないというのはそのとおり。 ・図書館運営に携わってきたものとして、県民として心を痛めている。 ・除却は致し方ないという印象。
蔵書スペースについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーニングコモンズの充実を優先し、蔵書のスペースに限界があり図書を除却したのはある程度やむを得ない。 ・今後に向けては、除却と除却後の処理の仕方をしっかりと考えていただけたらと思う。
除籍の手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> ・除籍の手続きについては妥当なところ。 ・フローや規程（除却の基準）は他の大学と変わらないし、丁寧に検討されている
再活用・焼却処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・本が好きな学生、電子化等で実際に本に触れる機会がない学生もいる中で、実際に本に触れることで感じられる経験、機会を減らすことになったのは残念。 ・細則上も、処分には廃棄と贈与と売却のいずれかとあるにもかかわらず、大学名が入っているというだけで再活用の選択肢から除外したのは疑問。 ・再活用の点でもう一工夫されたら良かった。 ・再活用の部分で、学内だけの視点でしかできていなかったことが一番の問題。
意思決定について	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の議論で、折角の良い案が消えてしまっているという印象。
規程について	<ul style="list-style-type: none"> ・図書管理細則には除却についての規定があるが、総合情報センター運営委員会の役割、審議事項には、「除却」がない。 ・除却に関する規定が変更になった新しい規程の制定時に、焼却処分を再考し、新たな規定に則するという議論があっても良かった。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・この問題をしっかりと検証して、予防策を講じ、公立大学法人として信頼を回復していくことが必要。 ・この問題を教訓として、前向きに次のステップに繋げていただけたらよい。

第2回検証委員会において委員から出された意見

<p>全体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は誰もルールを破っていないし、嘘も言っていない。この点は堂々としてよい。ただ、結果については疑義もあるので、慎重に検証する必要がある。 ・過程自体は、規則に則り、大学図書館を良くするため、一生懸命やっているが、結果がこういったことになったのは何か訳があった。規則が優先ではなく、規則を作った精神、なぜそうなっているかということを考えるべきであった。 ・現象は数的には膨大なものとなっているが、元になっているものは複雑なものではなかったのではないか。公的なお金を使っている大学としては、説明責任を果たさざるを得ない。
<p>除却の必要性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除却の必要性は絶対あったし、冊数も問題なかった。 ・収蔵率でいうと、オーテピアのように新しくできた図書館と20年、30年経過した図書館では判断基準が違う。また、公共図書館、大学図書館、学校図書館でも判断基準は異なる。 ・除却は絶対に必要だった。ただ、大量に除却をしなくてはならなかったのが、こういう問題になったと感じている。 ・除籍は致し方ない。一研究者としては、本を廃棄するのは抵抗感があるが、新しい知を確保していくことも必要。 ・県民の方々などに、除却の状況をご理解いただけていないのではないかと。除籍、再活用の制度化、見える化も必要ではないかと。 ・県立図書館は資料の保存センターという役割があり、最低1冊、1タイトルを残す。公共図書館では必要な考え方であるが、大学図書館との違いは考えていかなければならない。
<p>除籍の手続きについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは普通の手続き。 除籍までのフローは多くの目に触れており、丁寧という印象。 ・活用の仕方は今回課題となったが、除却は大筋では他大学と変わらない。 ・除却候補リストの中に購入価格、寄贈者名が入っていたら、判断が変わっていたのではないかと。
<p>除籍図書の適否について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重複していない図書も、コンピュータの本など概ね問題がなかったが、中には貴重な本があった。国史大辞典は譲渡の話があれば手を挙げていた。 ・除却リストを見ると、コンピュータ入門書などが結構あったので、概ね妥当。冊数が多いのがおかしいと感じる方もいたかもしれないが、リストを見る限り、概ね問題はなかった。中には貴重な本が入っていたのは反省しなければならない。 ・郷土資料、郷土ゆかりの資料について、限定的に捉えていたのではないかと。
<p>再活用・焼却処分について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「短期間に除却を行わざるを得なかった状況の中」という説明があったが、そんなに切迫したものではなかったのではないかと。 ・工科大学への移管をしなかったことも不可解。工科大学に移管しても管理上難しくなることはないのでは、狭い視点で考えられたのではないかと。 ・定期的に除籍していなかったというのが大きかった。司書の頭数が決定的に少なかったのではないかと。

意思決定について	<ul style="list-style-type: none"> ・除却は、学内視点でゆがんだ生真面目さが蔓延していたのではないか。
規程について	<ul style="list-style-type: none"> ・準用していた内規のプライバシーの侵害については、「大学名」とかではなく、「寄贈者」の名前が入っているような場合が該当するのではないか。 ・現在の細則の規定については、内容的に矛盾、疑問がいくつかある。 ・実務的なことを含めて、規則類の大幅な改定や改善の提案がこの会として必要と考えている。図書管理上の視点や財産管理上の視点も考えていかなければならない。 ・除却、除籍の用語の混同は整理が必要。除籍の基準も具体的なものがほしい。
図書購入ポリシーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・購入に関するポリシーについては、例えば、図書館全体をどうするか、独自の予算に限った話なのか、研究費の図書も含まれるのか、学生の意見を細かく反映するのはどのようにするのか、量的に増え過ぎることに対する規定をどうするか、そうしたことが不十分であるし、附則があるが、どこが変わったのかも分からない。 ・これでは司書のよりどころにならないのではないか。もう少し具体性、実務性を伴った選定基準のようなものが必要。県民も対象としているのであれば、県立大学としてこういう姿勢で選書しているという姿勢も必要。
今後に向けて	<p>(選書・購入・除籍等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却は選書と表裏一体で、コレクションマネジメントが重要。コレクション全体を見て、どうバランスをとるのが重要。今回は機に取り組んでほしい。 ・コレクションマネジメントの基本的な考え方はレベル分けで、例えば、レベル1が辞書、カリキュラム類、レベル2がさらにその周辺などと区分し、古くなって実態として意味がないといった一番下のレベルを除却することになる。 ・定期的な除却のシステム化を図っていくことが必要。 ・コレクションマネジメントが必要。そのフレームワークの中で、選書と除却は表裏一体でやらざるを得ない。また、除籍と再活用の制度のシステム化が必ず必要。 ・新しい本が千冊入れば、千冊をどうかしないと収まらない。そうすると長期的な見通しも必要。そうしたものがあれば、今回の指摘に対しても大学として答えることができたのではないか。 <p>(オーテピア等との連携について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピアとの役割分担という考え方は、より良い選書の仕方、役割分担で考えていくという、地域の図書館が連携する中で、管理する学術情報、そのボリュームも質の点も多様化するという点で、面白い試みと考える。 ・役割の違いはあるが、オーテピアとの連携、活用をしていただきたい。 ・オーテピアにあるかどうか、これからの図書館の受け入れのポイント。ただ、辞書、辞典などの禁帯出の資料は動かさないの、自分の図書館に必要なかどうかを見る視点は必要。 <p>(大学図書館の在り方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館がどういう枠組みの中で大学に位置付けられ、大学全体のポリシーの中でどういうミッションを担っているのか。図書の選書規定、図書の管理規定、様々な活動が、それに基づき十分な見通しをもってなされているかということを示していくことが必要。大学図書館の使命が示されていれば、最終的な処分も違う形になったのではないか。

第3回検証委員会において委員から出された意見

<p>全体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の問題は、「学生のための図書館」、「情報リテラシー教育の在り方」などを考えさせる良い事例。全国同じような問題を抱えているので、うまく活用させていただければと思う。 ・今回これほど火が付いたのは、除籍より焼却したこと、再活用しなかったこと、一部に貴重な資料があったということ。 ・永国寺キャンパスの整備方針、着工、運営までの計画の具体性が甘かったのではないか。街中にある図書館で、県民の集いやアクティブラーニングに機能の重点を置くことはやむを得なかったと思うが、新図書館にもかかわらず、旧館と変わらない収蔵能力というのは不可解で、残念。 ・大学図書館の業務は一般に公開しているわけでもないのに、規程も含めルールや作業、その意図など県民の方々に伝わらない。そこが一番大きなところ。 ・図書館のミッションには情報発信もあると思うが、早い段階でこれだけの本の除却の予定があるとホームページで発信していたら、展開も違っていたのではないか。
<p>再活用・焼却処分について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再活用できなかった要因として、時間や労力の制約ということがポイントと挙げられていたが、これは努力によって解決できたのではないか。悪い言い方をすれば、言い訳のように聞こえるし、少し引っ掛かる。 ・焼却に至る根拠が、女子大の内規第5条によらず、以前から焼却していたからそれを踏襲していたというのであれば、少し慎重さを欠いていたのではないか。 ・図書管理規程ができる平成24年4月までは、焼却が学内の規則に則っていたとは言えないのではないか。
<p>意思決定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に関し、問題の所在が具体的にどこにあったのかを確認、検証するため、以下の点について、次回回答してほしい。 ①高知工科大学への移管を行わないという決定の適切性の有無 (短大の委員から提案があったが、採択しなかった意思決定をした適切性の有無) ②焼却という意思決定の適切性の有無 ③焼却は学内規則に則っていたとの見解とした意思決定の適切性の有無 (則っていたのであれば、どの規則のどの情報に基づくものなのか) ④教育研究審議会の意思決定の適切性の有無 (規程で法人の資産である図書を処分する権限を総合情報センター長に与えるという権限能力があったか) ⑤売却を学生にしなかったという意思決定の理由

<p>今後に向けて</p>	<p>【改革委員会について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司書が少ないことも含め、大学内での図書館の位置づけが明確ではなかった。今後の図書館の管理運営体制をどうしていくかということも改革委員会の重要な使命。 ・大学図書館は学生にとって教育や研究の道標となるような本を入れてもらいたいし、古い本でも大事な本は残してほしい。 ・改革委員会のミッションは、これまでの検証委員会の議論を踏まえて問題設定がされている。中身を肉付けしていくことが大事であり、注目していきたい。また、改革後の点検評価も重要。 ・改革委員会のミッションを達成するには、ワーキンググループの立ち上げなど具体的な方策をどうするのか、そのための情報収集も必要。また、ミッションを実行していくには、人や予算は大丈夫かということが問題。スペースの確保を努力目標にすることも必要。そういう点を詰めておかないと実効ある成果が得られないのではないか。 ・改革委員会の構成メンバーの人選が大事。目指すべき図書館のイメージをつくるとなると、図書館をよく知っていることが必要。短期間で結果を出すのであれば、情報収集や視察、専門家の意見を伺うほか、図書館や情報センターの在り方を勉強することが必要。そういうことを想定したうえでないと成果を出すことは難しい。 ・短期間で方向性を出すという覚悟の現れと察するが、方向性には短期的な考え方、長期的な考え方がある。また、人の数や先生の負担も増える。とりあえず5か月の間に何ができるのか早急に考えていただきたい。 ・幅広い情報を得るためにも、専門家から助言をいただく委員会ではなければならない。 <p>【再活用(案) について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「域学共生」という理念のもと、除籍図書のリストをダイレクトに公立図書館にではなく、県図書館協会を通して投げかけ広げていくという提案は有効。 ・県内の公立図書館、小中高等学校図書館などとの連携のフレームワークを取り入れているところは全国でもまだ多くない。先駆的なモデルとして注目するが、本を引き取れないなど必ずしもうまくいかないもので、日ごろからの連携が必要。図書館振興計画に位置付けられ、県内全体の学術情報を担う図書館が、それぞれの役割を担いながら、ネットワーク化ができれば、モデルとなる。手本とさせていただきたい。 ・これまで再活用ができなかった理由が説明され、当時はそういう認識であったとのことだが、これからはそういった不適切な認識は見直してい
---------------	---

<p>今後に向けて</p>	<p>くということが前提で除籍後の活用を議論できていくものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県図書館振興計画への位置付け」より「振興計画の一環」という表現がよい。大学や図書館の改革が、こうした計画と合わせて動いていくという視点も大事。 ・再活用については、海外での活用もある。図書館の除籍図書などのケースが多いとのことで、有意義な活用。また、工科大で活用すれば東の知の拠点にもなるし、除籍した本をWeb上で1か月公開するなどもある。高知県は、交通の便も悪く、一人当たりの県民所得も低いので、いろいろな方法を考えてほしい。 ・除籍図書活用のためのネットワーク化はきれいな形だが、県立図書館の除籍図書を市町村立図書館にいませんかとといっても、専任の司書がいる図書館は少なく図書館で活用してよいのか判断ができない、すでに満杯状況にあるなど、現実にはやっつけようとする、いろいろな課題があり、議論が必要。 ・資料の有効活用として、移動、交換は国会図書館などいろいろなところでやっているが、手間と送料の問題がある。コストパフォーマンスなどということはあまり言いたくないが、何が有効であるかということはずひ考えていただきたい。 ・ネットワーク化は、総論賛成だが、各論になれば押し付けあうことが現実的にはでてくる。図書館協会と情報交換を密にすれば、少しは物事が動き出すのではないか。 ・除籍図書といってもコンピュータの本もあれば国史大辞典のようなものもある。公立図書館でも、歴史や文学などは情報価値が落ちないが、20年前のウィンドウズの本はいらない。除籍した図書は仕分けが必要。もう一つステップを追加したらよい。
<p>検証（委員会）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検証は、感覚的、抽象的であってはいけない。例えば、規程の内容がどうであるかということは、学内の規則に則っていたかということに関わってくる。もし、則っているのであれば、なぜこういったことが起こったのかということにもなるし、規程の見直しも必要になる。また、亡失図書についても、どのような調査をし、どこまで報告していたのか、ということまでを検証しなければ、除却に関する検証にはならず、適切であるとの判断も下せない。そこを追求しなければ、問題の所在や責任、改善すべきことが明らかにならない。 ・検証委員会の役割は、一つ目が「どこが間違っていて、なぜ今回のようなことが起こったのか」ということの検証、二つ目が「今後どうしていくべきか」、その柱が「図書館改革」ということであると思う。

第4回検証委員会において委員から出された意見

<p>除籍図書について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除籍図書は概ね妥当と言ったが、委員も重複してない図書のうち、県内に所蔵がない 2,000 冊ほどのリストを見ているだけ。除籍したすべての図書のリストをウェブサイトに公開していただきたい。関心を持って見ていただける方も多いのではないかな。 ・細則第 15 条に定める基準に従い除籍したというのであれば、それぞれの図書がどの基準に該当したのかを見ていくことが必要である。
<p>再活用・焼却処分について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書購入の原資は、学生からの授業料や県からの補助金等なので、奨学金を借りているような学生にも再活用の機会を与えていただいた方が良かった。 ・再活用の提案があった時期にもかかわらず、清掃工場に焼却の申込みをしていたのではないかな。 ・再活用については、運営委員会に資料まで提出され提案されたにもかかわらず、結果的に正面から取り扱われなかったのは検証上の大きなポイントである。 ・過去、内規に基づき焼却していたとのことだが、焼却は限られたもので、重要な図書は残していたのではないかな。
<p>管理運営体制について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な除籍が行われず、大量の除籍が必要となったとき、サポート体制、人員の投入といったことが適切に行われていたのか疑問である。
<p>規程について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書管理規程の制定時には理事会で承認を得られているが、その後の改定や細則の制定・改定時には、大事な内容にもかかわらず理事会の承認を得ずに行っている。そういう管理でよかったのか。 ・処分の方法については、機関の承認もないまま総合情報センター長に全て任されている。他の大学等の規程等を見ると、承認を経て最終処理されるようになっており、現在の細則は改善の余地がある。今回の問題の背景には、この権限の問題も大きく影響している。 ・総合情報センター規程、運営委員会細則の中に除籍、除却の文字がないのは非常に重要。 ・図書は法人の重要な資産であり、総合情報センター運営委員会に任せていいのかな。運営委員会の所管事項とは言いがたいのではないかな。 ・高知女子大学の内規の第 5 条は移管、譲渡が基本的な考え方で、ただし書きの第 1 号・第 2 号に該当する場合が焼却になっている。規程そのものも不十分であり、その不十分な規程を誤って運用していたということが大きな理由である。

<p>規程について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除籍の問題は、図書のコレクションを大学の目的に沿って最適化するという観点から捉えるべき。規則は重要だが、規則のために図書館の活動が制限を受けるということは、本末転倒であると思う。 ・ 今後、規程、細則の相互関係等をきちんと見直さないといけないが、今回の一連の過程が根拠を持たないというまでの問題があったとは考えていない。 ・ 規程については、大学の意思の裁量権みたいなものはあるだろう。そういう点から見れば、今回の焼却処分までに至る過程は、広い意味でいう許容範囲には入っているだろうと思う。
<p>会議の運営、意思決定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合情報センター運営委員会の審議で、再活用などの提案がどのように扱われたのか。意思決定が明確に行われていないのであれば、なぜ適切に行われなかったのかが重要な点である。 ・ 規程や細則に不備があるが、教育研究審議会等で真剣な検討が行われていたのか。規程等を審議する組織や体制が不十分ということは、大学全体のマネジメントが不十分であった可能性がある。 ・ 意思決定の問題は、運営委員会で原案が作成され、了承されたものが教授会等で全学の了承を受けており、責任は大学全体として負うべきである。

※ 第4回検証委員会では、報告書（案）についての検討も行われているが、報告書（案）に対する意見は除く。

佐々木委員からの申し出に対するメール審議における各委員の意見

審議項目	1 検証委員会では十分議論が尽くされていないので委員会を継続開催してはどうか。	2 所見「検証委員会報告書との主要箇所での見解の相違について」を掲載してほしい。
逸村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・これ以上の開催は不要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料として付録する形で追加することには反対しない。
岩井委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回検証委員会での結論や時期、他委員の都合を鑑みると開催は困難と考える。 ・委員間で議論が二分する事項はなかったものの、見解の相違がみられるため、その点については「〇〇という意見もあった」と可能な限り加筆することを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結論として、以下のどちらかを要望する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 佐々木委員の所見から可能な限り「〇〇という意見もあった」と加筆する ② 参考資料に付録する ・所見「2. 責任の所在について」から同委員が「焼却にあたり、学内から何も意見が出なかったと世間が誤認すること」を危惧していると思われる。自身も同様であり、報告書(案)「5 意思決定について」の検証委員会の見解 ①「再活用について、～せっかくの良い案が消えてしまった。」に <ul style="list-style-type: none"> ① 文化学部や高知短大から共通の要望として県保有施設に移管する提案があったこと ② 学内会議で「焼却」への異論があったことを加筆することを提案する。 ・また、所見「1. 学内規則違背の有無」について、同委員は、総合情報センター運営委員会細則第2条(所掌事項)に「除却」がないことを主張していた。これをふまえ、規程類の不備やそれに伴う運用は否定できず、この点をもう少し強調する必要性を感じる。
川田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし
佐々木委員	<ul style="list-style-type: none"> ・メールによる審議であっても、下記②は何らかの検証を行うべきと考える。 ・下記①については乖離が大きく、「所見」の取り扱いに配慮願いたい。 <ul style="list-style-type: none"> ① 修正はされたが、報告書案では「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第4条第6号には「除却」の定めがあり、除却の決定権は総合情報センター長にあるはずである。」とされていた。これに対し、 	<ul style="list-style-type: none"> ・規程の「効力」については、県の法規担当部署に確認済みとのことだが、規程として当初「理事会で承認」されたとの追加質問への回答により、精緻さ整合性の不備はあるものの成立そのものは有効であることが理解できている。 ・一方、「運用」の適切性については、法規担当部署の言及はない。当方は当方なりに「所見」などの意見は然るべく確認済みである。 ・また、県の法規担当部門への確認で、センター

審議項目	1 検証委員会では十分議論が尽くされていないので委員会を継続開催してはどうか。	2 所見「検証委員会報告書との主要箇所での見解の相違について」を掲載してほしい。
	<p>当委員からは、「定義」にあるからといって、そう簡単にこのようなことにはならないと考える旨の意見を述べさせていただいた。この案の考え方は初歩的な誤りではないかと思われる。</p> <p>こうした考え方から導かれる、「除籍から最終処分へ至る過程は、全体としては、学内規程に則った、大学図書館の通常活動に含まれると判断できる。」との判断で良いかどうか。再検討していただきたい点ではある。</p> <p>② 12月3日付け高知新聞に県立大教授が執筆された焼却の「数値目標」は設定されていた旨の記事が掲載された。</p> <p>4回目会合は終了しているが、報告書発表前に発生した、検証に関わる「後発事象」であり、センター長の回答との整合性が分からなくなった。</p> <p>従って、「除籍作業の適切性」を見直す必要がありはしないか。</p>	<p>規程も成立が有効であれば、除籍は学長の承認を前提とすることになり、「運用」に不備があったことになる。</p> <p>(注) 規則に関しては、その不備と同時に、その改定が行われる「教育研究審議会」の責任者の、規則に対する姿勢を疑問視するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、例えば、財務諸表上の「固定資産」が、企業会計と異なり、「流動資産」の上に表示されていることの意味なども、検証を行う際の「起点」として共有できておれば、もう少し溝が埋まっていたのではないか。 • ともあれ、例えば、左記審議事項1の①の考えはどこから生じるのか。そして、それを指摘された方が如何ほどおられたのか。
三澤委員	<ul style="list-style-type: none"> • 必要ないと考える。佐々木委員の懸念については個別質問状の形で第4回検証委員会前に提出され、それに対する回答が委員会にて文書、口頭にてなされている。 • さらに、それを受けての議論も委員会の場でなされたうえで、全委員が大筋で会議の結論を了としたと認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 第4回検証委員会で委員長からも指摘があったように、一連の議事録等は公開され、佐々木委員の考え等もそこで明らかになっていること、また左記のとおり、報告書の大筋に関わる部分については委員会として了承していることを鑑みると、報告書とは別に「所見」を「独立」掲載する必要性について疑問を感じる。 • 委員長の提案のように、議論の過程における「ひとつの資料」として付録掲載することでどうか。
渡邊委員	<ul style="list-style-type: none"> • どういったところの議論が尽くされていないのかが分からない。見解の相違の部分での議論だとしたら、建設的なものには、ならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 報告書の「おわりに」の部分で少し触れておいて、参考資料に追加すれば良いと考える。

メール審議における意見等に対する対応

各委員からいただいた意見等についての対応は、委員長の裁量において、次のとおりとする。

【岩井委員の意見 ①】

- 所見「2. 責任の所在について」から、佐々木委員は「焼却にあたり、学内から何も意見が出なかったと世間が誤認すること」を危惧していると思われるので、報告書（案）「5 意思決定について」の検証委員会の見解 ① に
 - ① 文化学部や高知短大から共通の要望として県保有施設に移管する提案があったこと
 - ② 学内会議で「焼却」への異論があったことを加筆することを提案する。

(対応)

学内からも、高知工科大学への移管や学外への譲渡、売却などの提案が行われていることは、今回の報告書案の中でも記載され、検証委員会の中でも取り上げられており、報告書や検証委員会の議事録等を読めば、「学内から何も意見が出なかった」と誤認されることはないと考えます。今回加筆は行わない。

【岩井委員の意見 ②】

- 所見「1. 学内規則違背の有無」について、佐々木委員は、総合情報センター運営委員会細則第2条（所掌事項）に「除却」がないことを主張していた。これをふまえ、規程類の不備やそれに伴う運用は否定できず、この点をもう少し強調する必要性を感じる。

【佐々木委員の意見 ①】

- 「除籍から最終処分へ至る過程は、全体としては、学内規程に則った、大学図書館の通常活動に含まれると判断できる。」との判断で良いかどうか。再検討していただきたい。
- 規程の「効力」については、当初「理事会で承認」されており、精緻さ整合性の不備はあるものの成立そのものは有効であることが理解できているが、「運用」の適切性についてはどうか。また、センター規程が有効であれば、除籍は学長の承認を前提とすることになり、「運用」に不備があったことになる。

(対応)

今回、大学において、規程、細則等の有効性、総合情報センター規程の「目的」や総合情報センター運営委員会細則の「所掌事項」の中に「除却」や「除籍」が規定されていないこと、その上で総合情報センター長が除却を決定していたことについては、県の法規担当部署や法律の専門家から問題ないということも確認をされている。

また、同規定・細則等の中にある「図書館資料の整理」において、「除籍」は当然行われなければならないものである。また、図書館法の規定には、「「図書館とは」図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、・・・」と、さらに、大学設置基準では、「図書館は前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、・・・」とあるように、それぞれの規定のなかにも「除籍」の文字はない。よって、規程等に、「除籍」や「除却」がないことを強調する必要はないと考える。

なお、報告書案「4 除籍図書の処分について」の検証委員会の見解①では、このことについて触れている。

【佐々木委員の意見 ②】

- 12月3日付け高知新聞に県立大教授が執筆された焼却の「数値目標」は設定されていた旨の記事が掲載された。4回目の検証委員会は終了しているが、報告書発表前に発生した、検証に関わる「後発事象」であり、センター長の回答との整合性が分からなくなった。従って、「除籍作業の適切性」を見直す必要がありはしないか。

(対応)

大学としては、第1回検証委員会で説明しているように何万冊くらい除却が必要という目安は持っていたが、数値目標として示していたわけではないということ。今回の投稿で改めて、除籍の適切性を見直す必要はないと考える。

※参考：第1回検証委員会議事録

(加藤委員長)

すごく簡単に申しますと、新図書館に合わせて大急ぎで最終処分までいってしまったということではないということですね。

(山田総合情報センター長)

少なくとも平成29年4月に新図書館がスタートするということは分かっていたので、それに合わせなければいけないとは思っておりました。ただ、除却のプロセスというのは、確かに最後の1年間はかなりばたばたしてはいましたけれども、それまでかなり時間をかけて検討しています。トライアルもしていますし、そういう意味で、もう仕方がないので除却するというではありません。24万冊ということを前提に何万冊ぐらい除却しなければいけないという議論はいたしました。必ずその何万冊を除却してくださいというような言い方はしていません。委員会等でも目標としては提示しました。けれども、例えば最後の年の各分類について、気持ちとしてはこのぐらいしないとまずいかなという思いはありましたが、教員に対しては一つ一つの分類で除却するときに目標値を設定していた訳ではありません。

結果的には、たまたま我々が思っていたものに近づいたということです。ですから、そのときの議論というのは必要のないものは除却しますので見てくださると、必要なものを議論してくださいという言い方にして、いわゆる数値目標を示したわけではありません。したがって、確かに最後の1年間はかなり分類ごとにばたばたとはしていますけれども、新図書館に入れるために無理に除却した訳ではございません。結果的に途中で入りそうだというのが分かったので、ほっとしたところでございます。

図書除却に関する規程等及び今回の除却に係る運用の有効性について

平成30年12月18日

高知県立大学

高知県立大学は、今回の図書除却に関し、その根拠となる規程・細則が有効であること及び除籍から処分に至るまでの一連の過程に問題ないことを法律の専門家（弁護士）に確認しました。

所 見

検証委員 佐々木 裕
(一般図書館利用者)

検証委員会報告書との主要箇所での見解の相違について

1. 学内規則違背の有無

<見解が異なる箇所>

「除籍から最終処分へ至る過程は、全体としては、学内規程に則った、大学図書館の通常活動に含まれると判断できる。」(1頁目「はじめに」)

<相違する主な理由>

一連のプロセスの中での肝要な箇所において学内の規則(規程、細則など)に違背していた(学内規則に則っていなかった)と判断する。

「リーガル・マインド」の欠如は、改善すべき喫緊の課題である。

(1) 除籍図書を選定

当初は理事会において規程として制定された「高知県立大学・高知短期大学図書管理細則」第15条に列記された、「当該図書を除却することができる」条件に照らした除籍図書選定の適切な作業は、今回のこの結果から見て、実質的には十分行われていなかったと判断する。

適切性の有無の評価は、同一法人下にある高知工科大学への約1万冊の移管などの学内提案が審議されなかったことなどと併せて行われなければならない。

(2) 除籍または除却の決定

図書の「除籍」又は「除却」は総合情報センター運営委員会又は総合情報センター長(図書管理責任者)において決定又は承認が行われてきている(第1回検証委員会資料3-2「除却の経緯について」及び検証報告書「資産上の処理過程」フロー①ほか)。

しかし、総合情報センター規程第2条の所掌事項には、図書資料の「収集、整理、保存」までは明記されているが、キーワードである「除籍」や「除却」は含まれていない。

したがって、「除籍の決定については、総合情報センター長(図書管理責任者)が図書管理細則第16条第2項に基づき行った」こと(第4回検証委員会「追加の意見と質問に対する回答」)などには瑕疵(かし)がある。

「除籍」、「除却」を決定するには、センター規程第4条の「センター及びセンターに保存されている図書館資料の利用、その他センターの運営について必要な事項は、学長の承認を受けてセンター長が定める。」の規定に従い、学長(副理事長職)の承認を受ける必要があったが、この手順が踏まれていなかった。この規程は、公立大学法人の資産としての重要性を鑑みたものと考えられる。(当委員のこれまでの指摘の根拠(同検証委員会「追加の意見と質問」ほか)とほぼすべて符合する。)

(注) このたびのような異例事態では、学長を経由した稟議書によって、理事長に特別承認申請を行うような方法もあり得たのではないだろうか。

(3) 焼却の決定と判断

上記(2)と同趣旨により、焼却処分は同規程に違背している。(「焼却」の前段階である「除籍」そのものも所要の手続きを踏んでいない。)

なお、「焼却」処分の拠り所とされていた「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規」第5条では、図書の焼却を、ただし書きとして規定しているが、

①第1項の「プライバシーを侵害するおそれのあるもの」は他者への配慮が本旨であるにも拘らず、自学内のプライバシーと解釈されていた。このことは論理性を欠く重大な誤りであったと判断する。（当委員の意見は検証報告書におおむね盛り込まれていたが、最終段階で一部が削除された。）

②また、同条第2項に挙げられた「図書館長が特に指示するもの」に関しては、焼却図書の対象は、極めて限定的に適用されるべきである点も具体例を挙げて指摘した（第1回検証委員会）。裁判で「出版差し止め」となった図書の場合、直ちに検討委員会が招集されて取扱いが審議される図書館もあるように、図書館長の専断で焼却を行うべきものは、異例中の異例であったことを強調したい。

（注）議事録にも記載されているように、「一丁目一番地」である規則そのものに、定義との齟齬（そご）など、基本的不備が散見された。また、誤った解釈もあった。（具体例は議事録などに記載。）

2. 責任の所在について

<見解が異なる箇所>

「過程全体に対する責任は、一委員会が負うべき性質のものではなく、大学全体として責任を負うことが妥当であろう。」（1頁目「はじめに」）

<相違する主な理由>

(1) 問題発生の原因

蔵書点検が冊数の点検にとどまり、「本来あるべき蔵書点検」（INVENTORY：数量検査と品質評価の2つの観点に立った作業）は長年行われず、同一法人下にある高知工科大学への移管、分置、譲渡などの学内提案が審議されることなく、「5年間かけて全教員の意見を聞きながら除籍本を選んだ」ものの、踏むべき適切な手順を踏まないままに、焼却処理の拠り所とした内規の誤った解釈などをして大量の図書の焼却処分を行ったなどの結果、このような測り知れない損失を生じさせた責任は甚大である。

また、これまでの検証委員会（第1回及び第4回）で質（ただ）したが、この一連のプロセスの中で学長からの助言などがあった形跡も感じ取れず、学内マネジメントにも疑問を持った。

(2) 責任の所在

責任問題については、「全教員の意見を聞きながら除籍本が選ばれた」経緯があったとはいえ、これらの教員に「焼却の承認権」が付与されたものでもなかった上、焼却を回避するための提案を行った教職員がいたことなども勘案し、精緻に検討されることが必要であると考えます。

3. その他

教育の重要な役割の中に「歴史、学術、文化などの伝承」があること、書物の尊さ、そして、リーガル・マインドに関する強い認識があれば異なった結果になっていた可能性が高いことも強調しておきたい。

たとえ少数の図書の除籍であってさえも、譲渡によって、人々に測り知れない恩恵を与える好機となり得る。

以 上

高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県立大学学則第50条第2項及び高知短期大学学則第26条第2項の規定に基づき、高知県立大学総合情報センター及び高知短期大学総合情報センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(センターの目的)

第2条 センターは、高知県立大学学則第60条第1号及び高知短期大学学則第37条に定める図書館の管理、運営、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び高知県立大学学則第60条第2号及び高知短期大学学則第37条に定める情報処理施設の管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の図書館資料とは、図書、記録及び視聴覚教材その他教育及び研究に必要な資料をいう。

(組織)

第3条 センターにセンターの運営その他に関する重要な事項を審議するため、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会を置く。

2 センターに専任の教員を置くことができる。

3 総合情報センター運営委員会に関する細則は、別に定める。

(運営の細則)

第4条 センター及びセンターに保存されている図書館資料の利用、その他センターの運営について必要な事項は、学長の承認を受けてセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第3条第3項に基づき、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 総合情報センターの管理運営の方針及び利用計画に関すること
- (2) 総合情報センターに関する予算及び決算にかかわること
- (3) 施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査に関すること
- (5) 情報処理システムの維持、管理及び運営の方針に関すること
- (6) 学術情報処理の方針に関すること
- (7) 情報処理利用者教育の方針に関すること
- (8) その他総合情報センターの運営に関し必要な事項

2 委員会は、前項の事項に関して審議し、実施した内容を自己点検・評価しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター長
- (2) 総合情報センター専任の教員
- (3) 高知県立大学の各学部から1名
- (4) 高知県立大学地域教育研究センターから1名
- (5) 高知県立大学大学院の各研究科から1名
- (6) 高知短期大学教員から2名
- (7) 第7条において設置する情報処理部会の長
- (8) 高知県立大学図書情報部長
- (9) 高知短期大学図書情報部長
- (10) その他総合情報センター長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号から第6号の委員（この条において「選出委員」という。）の任期は、2年とする。

- 2 選出委員は、再任されることができる。
- 3 選出委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、総合情報センター長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 委員会に図書部会及び情報処理部会を置く。

- 2 部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、高知県立大学図書情報部及び高知短期大学図書情報部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年2月16日から施行する。

図書部会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）細則第7条第2号に基づき、高知県立大学図書部会（以下「県立大図書部会」という。）および高知短期大学図書部会（以下「短大図書部会」という。）を設置することとし、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 県立大図書部会及び短大図書部会は、それぞれの大学に係る図書館資料の収集等に関する業務を行う。

(組織)

第3条 県立大図書部会は、総合情報センター専任の教員、高知県立大学選出の運営委員会委員及び高知県立大学図書情報部長をもって組織する。

2 短大図書部会は、総合情報センター専任の教員、高知短期大学選出の運営委員会委員及び高知短期大学図書情報部長をもって組織する。

(部会長等)

第4条 県立大図書部会及び短大図書部会にそれぞれ部会長及び副部会長1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(業務)

第5条 県立大図書部会に関する業務は、総合情報センター専任の教員と高知県立大学図書情報部が協働して実施し、短大図書部会に関する業務は、総合情報センター専任の教員と高知短期大学図書情報部が協働して実施する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、県立大図書部会及び短大図書部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月16日から施行する。

高知県立大学・高知短期大学図書管理細則

(目的)

第1条 この細則は、高知県立大学法人会計規程第52条及び高知県立大学法人固定資産等管理規程第2条の規定に基づき、高知県立大学・高知短期大学における図書の適正な管理その他必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この細則は、高知県立大学・高知短期大学総合情報センター（以下「センター」という。）が管理するすべての図書に適用する。

(図書の定義)

第3条 この細則における図書とは、教育・研究の用に供される印刷その他の方法により複製した文書、視聴覚資料、電子書籍及びその他これらに準ずるものをいう。

(用語の定義)

第4条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 取得

購入、受贈、製本又は製作により図書を入手することをいう。

(2) 図書情報システム

図書の利用に係るサービス、図書情報の提供、図書の管理及び図書の購入等に関する業務を行うため、図書館に設置されている入出力装置を電気通信回線で接続した電子情報システムをいう。

(3) 受入

取得した図書のうち会計上固定資産とされる図書を、この細則に基づいて、センターが管理する固定資産として図書情報システムに登録することをいう。

(4) 図書資産台帳

図書情報システムに登録された図書目録データベースのうち、会計上固定資産とされる図書のデータベースをいう。

(5) 保管

整理した図書を所定の場所に収めて管理することをいう。

(6) 除却

図書情報システムに登録された図書の処分及びその登録を抹消することをいう。

(固定資産の計上基準)

第5条 図書のうち取得時における使用予定期間が1年以上のものは、固定資産に計上する。

2 次の各号に掲げる図書は、前項の規定にかかわらず費用処理するものとし、固定資産に計上しない。

(1) 事務用資料

(2) 逐次刊行物（合冊製本雑誌を除く。）

- (3) 消耗度の著しいもの
- (4) 長期保存を必要としないもの
- (5) 加除式図書の追録
- (6) 研究費等のセンターで管理していない予算により職員が任意に購入する図書で、その取得価格が1万円未満のもの
- (7) 外部資金により職員が任意に購入するもの
- (8) その他図書管理責任者が図書資産台帳に登録する必要がないと認めたもの
(図書管理責任)

第6条 高知県立大学・高知短期大学の図書の管理責任者（以下「図書管理責任者」という。）は、総合情報センター長とする。

(図書の登録)

第7条 図書管理責任者は、図書を取得した場合速やかに図書情報システムに登録するものとする。ただし、取得時における使用予定期間が1年未満のものは、登録しない。

(図書の受入)

第8条 図書管理責任者は、前条の規定により登録する図書のうち第5条第1項の規定により固定資産として計上するべきものについては、速やかに受入手続きを行うものとする。

(図書の取得価額)

第9条 図書の取得価額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 購入した図書
購入価格及び付随費用
- (2) 受贈された図書
定価又は同種の図書を参考とした見積額とし、これによりがたい場合は、備忘価額（1円）とする。
- (3) 雑誌等を合冊製本して図書とする場合
原則として、当該雑誌等の合冊製本に要した経費の額
- (4) 製作による場合
その製作に要した経費の額
(図書資産の管理事務)

第10条 図書管理責任者は、図書の増減及び現在高を明らかにするために図書資産台帳を作成するものとする。

(図書の保管)

第11条 図書管理責任者は、図書の特性に応じて図書を適切に保管するものとする。

(図書の登録番号)

第12条 図書を図書情報システムに登録するときは、1冊に対し1登録番号を与え、図書にその登録番号を表示するものとする。

(蔵書点検)

第13条 図書管理責任者が必要と認めるときは、随時蔵書点検を実施するものとする。

2 図書管理責任者は、蔵書点検の結果、図書目録データベース上の所在情報と現品の所在との照合に差異を認めた場合には、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発の防止に努めるものとする。

3 蔵書点検の手続については、別に定める。

(図書の貸出)

第14条 図書は、高知県立大学・高知短期大学の業務に支障がない限り、貸出しをすることができる。

2 図書の貸出手続等については、別に定める。

(除却の基準)

第15条 図書管理責任者は、図書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書を除却することができる。

- (1) 破損又は汚損がはなはだしく補修不能な図書
- (2) 第13条に定める蔵書点検の結果、亡失したと認められた図書
- (3) 天災又は火災により滅失した図書
- (4) 保存の必要がないと認められた図書
- (5) その他図書管理責任者が除却を適当と認めた図書

(図書の除却処理)

第16条 図書管理責任者は、除却図書をすみやかに処分するものとする。

2 除却図書の処分は、廃棄、贈与又は売却のいずれかによるものとし、図書管理責任者が決定する。

(センターと支払部署の情報共有)

第17条 センターは、購入図書を固定資産とするか否かについて支払部署に明示しなければならない。

2 センターは、受贈した図書を固定資産として登録する場合は、その受入金額等の情報を支払部署と共有するものとする。

3 図書資産台帳の金額と財務諸表の図書資産の金額とは、常に一致させるものとする。

4 図書の除却の情報は、センターと支払部署が共有するものとする。

附 則

この細則は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規

平成12年8月18日決裁

(趣旨)

第1条 この内規は、高知女子大学附属図書館規程第2条第2項第1号及び第2号に規定する図書館資料（以下「図書」という。）の蔵書構成を適性化し、その運用を効率化するため、除籍図書の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(除籍図書の決定基準)

第2条 図書で次の各号のいずれかに該当するものは、所定の手続きを経て除籍することができる。

- (1) 図書等が著しく破損または、汚損するなど物理的に使用不能となったもの。ただし、同一図書が購入できる場合は購入しなおす。
- (2) 図書の内容が現在の状況に不適合となったもの。
- (3) 複本が高知短期大学にあり、一定の部数以上は必要でないと判断されるもの。基本に一部を残して廃棄することとし、利用頻度の高い図書については、利用状況に合わせた部数を残して廃棄する。
- (4) 所在不明または、回収不能となってから2年を経過したもの。ただし、現物が見つかり次第、受入し直す。
- (5) その他図書館長が適当とみとめたもの。

(除籍図書の決定)

第3条 除籍は、高知女子大学図書館運営委員会の議を経て図書館長が決裁する。

(除籍図書の事務手続き)

第4条 除籍決定後の事務手続きは、高知県財産規則（昭和39年規則第19号）により行う。

(除籍図書の処理)

第5条 除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する。ただし、次の各号に該当するものは焼却する。

- (1) 個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (2) 図書館長が特に指示するもの

※評議会において、本学の蔵書は少なすぎるとの意見もあり、慎重に除籍するとの意見付きで承認された。

＜本学の図書館等の変遷＞

- ・昭和 41 年 3 月 高知女子大学附属図書館新館落成
- ・昭和 62 年 6 月 附属図書館増改築着工
- ・昭和 63 年 10 月 附属図書館開館
- ・平成 10 年 4 月 看護学部、社会福祉学部、大学院看護学研究科（修士課程）新設。
高知女子大学保育短期大学部廃止
- ・平成 14 年 4 月 図書館と情報処理センターを統合し、高知女子大学・高知短期大学総合
情報センターを設置。
- ・平成 23 年 4 月 大学の設置者を高知県から高知県公立大学法人に変更
校名を高知県立大学に変更
男女共学化
- ・平成 27 年 4 月 公立大学法人 高知工科大学と法人統合
文化学部の定員増、県内大学で唯一の夜間主の設置
- ・平成 27 年 12 月 新永国寺図書館着工
- ・平成 29 年 4 月 新永国寺図書館開館、3 大学による図書館の共用

- 平成 25 年 3 月に永国寺キャンパスに工科大の経済・マネジメント学群を設置するこ
とが決まってから、女子大、高知短大、工科大間の協議が始まった。老朽化の激しい永
国寺キャンパスの再整備を行い、南海トラフ地震の災害にも耐える、学生が安心して学
べる教育環境の整備と、社会貢献に寄与する『知の拠点』として県民に開かれたキャンパ
スとすることが基本方針とされた。
- 平成 27 年 4 月永国寺キャンパスの整備計画のうち、新築の教育研究棟と耐震補強工
事を行った南舎が供用開始となり、平成 29 年 4 月に体育館と永国寺図書館が新築さ
れ、平成 30 年に知の拠点としての整備が完成した。
- 一方、高知短大においては、これまでの大学改革の歴史と果たしてきた重要な役割が認
識され、同年 4 月、高知県に初めての 4 年制の夜間高等教育課程を整備、働きながら
学ぶことを願う人々の『学びへのあこがれ』を実現する機会が拡大された。
- 平成 27 年には、高知工科大学と法人統合し、3 大学による図書館の共用が開始され、平
成 29 年 4 月新永国寺図書館が開館の運びとなった。この新図書館は、アクティブラー
ニングの機能も一部備えたラーニング・コモンズを設置しており、1 階をゾーニングし、
ディスカッションエリアは防音仕様とし、自由に組み合わせることができる什器の配置
により、学生が自由に議論できる環境を実現している。また、集いのエリアは、これま
での静寂な図書館と異なり、お茶などを飲みながら来館者同士で会話ができる環境を整
えており、公立大学の図書館として、学生や教職員ばかりではなく、県民も「集える」
図書館を目指している。

＜新旧図書館の対比＞

	図書館	新図書館	備考
設置年月日	昭和 41 年 3 月 (昭和 63 年 10 月増築)	平成 29 年 4 月 1 日	
設置主体	高知県	高知県公立大学法人	
運営主体	2 大学 (高知女子大学・短期大学)	3 大学 (高知県立大学・短期大学高知工科大学)	
構造	RC 4 F 建て	RC 2 F 建て	※ 4 層構造だが、仕様上の構造は 2 F
延床面積	1470.11 m ²	2057.36 m ²	
収蔵能力	約 23 万冊	約 24 万冊	※ 除却検討時のもの
閲覧席数	95	124	※ 集いスペースを含みグループ学習室、ディスカッションルーム、PC コーナーは除く。
機能	—	ラーニングcommons機能 : 91	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニングの機能を一部備えたラーニングcommonsを設置。ディスカッションルームは防音仕様とし、自由に組み合わせることができる什器を配置することにより、学生が自由に議論できる環境を整備。集いスペースは、これまでの静かな図書館とは異なり、お茶などを飲みながら来館者同士で会話できる環境を整えている。 ・専門職を目指す学生も多いことから専門図書、電子ジャーナルの整備を促進。
		グループ学習室 (35)	
		ディスカッションルーム (24)	
		集いスペース (27)	
		PC コーナー (5)	
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書情報部長 1 名 (兼) ・ 司書 3 名 (職員 1 名、契約職員 1 名、派遣職員 1 名) ・ 契約職員 1 名、派遣職員 2 名 (除却担当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書情報部長 1 名 ・ 司書 3 名 (職員 1 名、契約職員 1 名、派遣職員 1 名) ・ 派遣職員 1 名 ・ 工科大職員 1 名 (非常勤職員) 	(旧) H28. 4. 1 現在 (新) H29. 4. 1 現在
入館者数	10, 430 人	43, 296 人	(旧) H28 年度実績 (新) H29 年度実績
図書比率	28 位/89 大学 (H29. 3. 31 現在)		公立大学における学生一人あたりの比率
雑誌比率	50 位/89 大学 (H29. 3. 31 現在)		//

除却の経緯

24年 1月	総合情報センター運営委員会にて除却の議論を開始
25年 9月	総合情報センター運営委員会にて重複図書除却方法の検討を開始
26年 7月	総合情報センター運営委員会にて重複図書の除籍決定
7月	重複図書の除籍（1回目）
10月	除籍後の重複図書の再利用を全教員に通知(以下、その都度通知)
12月	26年7月除籍分の焼却（1回目）
27年 9月	重複図書の除籍（2回目）
9月	重複していない図書の除却方法の検討を開始
10月	重複していない図書（図書分類0類）の除籍決定（3回目）
10月	27年9月除籍分・10月除籍分の焼却（2回目）
11月	重複していない図書（図書分類1類以降）の除却方法の再検討開始 重複していない図書の除却フローの検討開始
28年 2月	重複していない図書（図書分類1類以降）の除却方法の決定 重複していない図書の除却フローの完成
2月	大学幹事会で学長等に除却・焼却処分について報告
2月	重複していない図書の除却フローに従い除却処理(図書分類1類)の開始
3月	重複していない図書（図書分類1類）の除籍決定（4回目）
3月	重複していない図書の再利用を全教員に通知(以下、その都度通知)
3月	28年3月除籍分の焼却（3回目）
4月	重複していない図書（図書分類2類）の除籍決定（5回目）
5月	28年4月除籍分の焼却（4回目）
6月	重複していない図書（図書分類30-32類）の除籍決定（6回目）
7月	重複していない図書（図書分類33-35類）の除籍決定（7回目）
8月	28年6月除籍分・7月除籍分の焼却（5回目）
9月	重複していない図書（図書分類36-39類）の除籍決定（8回目）
10月	28年9月除籍分の焼却（6回目）
10月	重複していない図書（図書分類4・5・6類）の除籍決定（9回目）
10月	重複していない図書（図書分類7・8類）の除籍決定（10回目）
11月	28年10月除籍分（図書分類4・5・6類）の焼却（7回目）
11月	重複していない図書（図書分類90-91類）の除籍決定（11回目）
12月	28年10月除籍分（図書分類7・8類）の焼却（8回目）
12月	重複していない図書（図書分類92-99類）の除籍決定（12回目）
29年 1月	28年11月除籍分（図書分類90-91類）の焼却（9回目）
2月	28年12月除籍分（図書分類92-99類）の焼却（10回目）
2月	大学幹事会で学長等に除却・焼却処分について報告
3月	重複図書の除籍決定（13回目）
3月	製本雑誌の除籍決定（14回目）
3月	29年3月除籍分(重複図書)の焼却（11回目）
3月	29年3月除籍分(雑誌)の焼却（12回目）
4月	新しい永国寺図書館が開館

除却に係る議論の経過

図書等除却の経過の概要

- 1) 平成 24 年 1 月に、「高知県公立大学法人高知県立大学・高知短期大学図書管理規程」及び「高知県立大学・高知短期大学図書取扱内規」案の検討と、書籍の除却について議論が始まり、「高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規（平成 12 年 8 月 18 日決裁）」を準用することとなった。
- 2) 平成 24 年 2 月に、前回協議された短大の除却図書の取り扱いに関し、除却予定リストから重複書籍のみを抽出して教授会に諮り、除却することが了承された
県立大学所蔵の書籍等の除却については、重複資料（主に白書・年鑑）とそれ以外の資料に分けて 2 段階で検討する。短大の教員は県立大の資料について、県立大の教員は短大の資料について、それぞれ意見を述べるができることとした
- 3) 平成 24 年 3 月に、除却本（辞書類）を学生に安く売ったらどうかという提案があり、委員から、廃棄予定の本に値段を付けて売却して得られる収入とそれに要する事務費と
いった費用対効果も考慮しなければならない、現在、法人としてやらなければならないことが山積みになっており、それらのことと比較すると業務の優先順位は低い、など提案に対する否定的な意見が多かった
- 4) 平成 24 年 10 月に、永国寺キャンパスの整備に伴い、図書整理が必要であるとの説明があり、新図書館の収蔵能力 17 万 6 千冊（80%換算で）に対し、現在 16 万冊プラス製本雑誌が永国寺図書館に収蔵されており、工科大は 1 万から 1 万 5 千冊を持ち込むことから、3 万冊程度の図書の整理と雑誌の整理が必要となる
- 5) 平成 25 年 9 月：総合情報センター運営委員会にて図書等除却方法に関する検討を開始
 - (1) 重複している図書を図書館事務室に引き揚げる
 - (2) 重複図書のリストを作成する
 - (3) 教員がリストにより検討し、必要なものとそうでないものとを区分する
 - (4) 前者は元に戻し、後者は他への移管等を検討する
- 6) 検討結果を受け、重複図書の抜き出しを試行として開始
その結果、重複図書は配架されている図書を書架に行き具体的に見ながら抜き出す必要

があったため、重複図書を置いておくスペースがないこと、保管場所が無いなどの理由により、全重複図書を一度にリスト化することは困難であることが判明したが、その後の調査により、抜き出した書籍を一次保管できる倉庫が見つかり、リスト化した重複図書をチェックすることができる状況になる。しかし、倉庫の広さから、全ての除却候補となる図書を一度に集めることは困難であった

- 7) 平成 26 年 4 月からリスト化された重複図書の除却の検討が始まり、5 月には事前に総合報センター運営委員に送付した重複図書のリストについて、これらの図書の廃棄、および複数冊の所蔵が必要な図書があるかなどを検討
- 8) 平成 26 年 6 月には、永国寺新キャンパスの図書館の蔵書の整理の方針として、まずは重複図書の整理から行うことが示され、総合情報センター運営委員会の図書部会に対し、図書の重複についてどのように整理するか部会で検討することになる
- 9) 平成 26 年 7 月には、図書部会から、永国寺図書館の整理に関する基本的な考え方(資料あり)が示され、これに従い重複図書をチェックすることになる。また、重複図書については除却をするが、除却後に、一定期間重複図書を開放し、必要な教員がいれば取りにきてもらう、ということでした。なお、郷土資料(分類番号 090)については、重複していても 2~3 冊は所蔵することとする
- 10) 平成 26 年 10 月に、総合情報センター運営委員会にて今回検討した重複図書の除却処理が完了した旨報告があり、教員が個人的に必要な図書があれば、倉庫内の図書から選別をお願いしたい旨全教員にメールにて案内。教員の引き取りが終了したところで、第 1 期目の重複図書の処理として 12 月に重複図書の一部を処分 (9, 253 冊焼却[第 1 回目])
- 11) 平成 26 年 12 月に、紀要類の廃棄の基準について、インターネットで公開されているものや、継続して届いていないもの等の基準を示し了承され、除却(紀要類・雑誌約 12, 700 冊のうちの紀要類: 約 10, 000 冊)。
- 12) 平成 27 年 5~6 月、図書館から除却した図書を学生研究室や新棟 5 階の共用スペースに置くことなどを議論。蔵書整理計画案 (資料 H27. 6. 1 の資料) が提案され、この計画のとおり作業を進めることが承認される。
- 13) 平成 27 年 7~9 月、永国寺新図書館の整備において、当初案から図書館の面積が減ったことへの対応を議論。ラーニング・コモンズエリアの機能やスペースについて、そして、

除却の必要な冊数をさらに検討する

- 14) 平成 27 年 10 月に、6 月に提示・承認された蔵書整理計画に従い、試行的に 9 月に調査した分類番号 0 類の除却リストを提示(609 冊)。全てコンピュータに関する古い本であり、議論の結果除却が承認。その後、全教員に除却候補リストのなかから必要なものをピックアップして頂くように、メールで通知（平成 27 年 10 月 20 日付、県立大学・短期大学全教員に向け、メールにリストを添付）。残った 0 類と重複図書で未処分ものを焼却(平成 27 年 10 月、重複図書 3,581 冊焼却[第 2 回目]、0 類 609 冊焼却[第 3 回目])
- 15) 0 類(コンピュータ関係)の処理手続きを検証し、これまで提案された事項も踏まえ、今後の 1 類から 9 類の重複していない図書の除却プロセスの検討を重ねる
- 16) 平成 28 年 2 月幹事会に手順等を開始前に報告。1 類から 9 類の重複していない図書の除却開始前に、それまでの状況を報告した後、それまでの議論により完成した添付図 3 の除却プロセスに従い、日本十進分類法(1 類から 9 類)により分類した図書毎に、重複していない除却図書候補リストを作成した。この作業を、各分類毎に平成 28 年 2 月から平成 29 年 2 月まで順次返し、最終的に約 6,600 冊が除却図書の候補となり、教員に必要なものをピックアップしてもらった後、残ったものを焼却した。[第 4 回目から第 12 回目の焼却]
平成 28 年 7 月、学術雑誌についても除却することの検討が開始され、その後、除却プロセス図 2(重複していない雑誌)に従い、除却処理がされた(紀要類・雑誌約 12,700 冊のうちの雑誌分: 約 2,700 冊)。雑誌についても、除却後は全教員に必要なものをピックアップしてもらった。
- 17) 平成 29 年 2 月に、新たに判明した重複図書について、これまでの重複図書と同様に処理を行い、最後は全教員に必要な図書をピックアップしてもらった。
なお、この重複図書の除却リストにある図書は、平成 29 年 3 月、5,939 冊焼却[第 13 回目]した。
- 18) 平成 29 年 2 月に、本学幹事会にて最終的な除却結果報告を行った。

以上

除籍図書の状況（除籍・所蔵・所蔵・再活用・焼却等）

11月20日

	所蔵状況	教員・学生再活用状況	焼却
重複図書 18,773冊	永国寺図書館所蔵 同一名称・内容図書を所蔵	2,377冊	16,396冊
重複していない図書 6,659冊	永国寺図書館所蔵 版違い・同一内容図書を所蔵 1,826冊 オーテピア高知図書館所蔵 1,577冊 高知大学、高知工科大学等所蔵 1,063冊 永国寺図書館・オーテピア高知図書 ・高知大学・高知工科大学等で所蔵 2,193冊 していない図書	803冊	5,856冊

高知県立大学総合情報センター・図書館改革委員会の設置

1. 趣旨

本学は、教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる人材を育成し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的としている。そのうえで、域学共生を理念とする県民大学として、地域文化の創造に貢献する人材、保健医療福祉の発展に貢献する人材を育成している。

また、本学図書館は、① 教育、研究に必要な図書、学術雑誌を整備している図書館、②学術情報の電子化への対応する図書館、③学生の主体的な学びを促進支援する図書館、④県民および地域の専門職の方々が利用できるオープンな図書館を目指して運営を行ってきた。

このたび、高知県立大学等永国寺図書館の蔵書除却に関する問題の反省ならびに、高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会の指摘を踏まえ、総合情報センター・図書館の機能、役割、管理体制について見直し、再構築する。

このための機関として学長の特命による「総合情報センター・図書館改革委員会」（以下「改革委員会」とする。）を設置する（委員の任期は平成30年11月1日より平成31年3月31日まで）。

2. 改革委員会のミッション

上記問題に関する検証委員会の指摘及び提言を踏まえ、公立の高等教育機関として、在学生及び教員の教育研究環境を整え維持するとともに、県民から信頼される図書館運営を実現するため、以下の点について検討・審議を行い、決定する。

なお、新管理体制での運営開始は平成31年4月1日とする。

- 1) ア 総合情報センター及び図書館の基本理念
イ 運営組織（内部構造）の在り方
ウ 総合情報センターに関する規程の改正
- 2) 図書館マネジメントの基本的な考え方・方針
- 3) 総合情報センター運営委員会等図書館運営に関わる運用細則等の再検討・新制定

3. 県内他機関との連携

本学図書館の機能・役割の再検討を行うにあたっては、平成30年7月に開館したオーテピア高知図書館との機能分担・役割分担について協議、連携することはもとより、高知県内すべての公立図書館との連携も視野に入れていくことが重要であるとする。

加えて、永国寺図書館は高知工科大学の図書館でもあることから、今後さらに両大学の連携を強化し、運営の強化に努める。

除籍図書のリ活用（案）

- ・ 研究用として教員研究室で利用
- ・ 学生教育用として学生研究室で利用
- ・ 希望する学生に無償譲渡

（内容が古く、誤った知識を与えてしまう図書は事前に教員がチェック）

県内の公立図書館・
教育機関への譲渡
（図書館協会で検討）

- ・ 除籍図書活用のためのネットワーク化
（オーテピア高知図書館、県内市町村立図書館、県内大学・小中高等学校図書館等との連携）
- ・ 高知県図書館振興計画への位置付け

一般の方々へ
の譲渡

- 【常時】 図書館内に放出コーナーの常設
- 【随時】 大学祭などの学内イベント、協働事業等の際に
ブックトラックで展示しリユースフェアを実施

古本業者への
売却

- ・ 学内の古本募金を活用

廃棄
（古紙回収業者）